

官報

号外 昭和三十九年六月二十六日

第四十六回 衆議院會議録 第四十二号(その一)

昭和三十九年六月二十六日(金曜日)

議事日程 第四十一号

昭和三十九年六月二十六日

午前十時開議

〔諸議日程は本号(その一)末尾に掲載〕

○本日の會議に付した案件

国家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五号、参議院回付)

工業整備特別地域整備促進法案(遠藤三郎君外十九名提出)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

請願日程 福島地方法務局常葉出張所存置に関する請願外千三十六請願

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外千七百二十八請願

内閣委員会、外務委員会、社会労働委員会及び商工委員会において、各委員会から申出のあつた

案件について閉会中審査するの件(議長発議)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方行政委員会から追加の申出のあつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

午後二時五十分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

○議長(船田中君) 國家公安委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

内閣から、國家公安委員会委員に坂西志保君を任命したので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、同意を与えるに決しました。

○議長(船田中君) 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五号、参議院回付)

○議長(船田中君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案(第一六五号)が回付されております。この際、議事日程に追加して右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。公職選挙法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十九年六月二十五日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

(修正に係る条文を掲げ、小字及びは修正)

第四百四十条の二ただし書中「場合」の下に「並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により選挙運動のための連呼行為をする者は、学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ)及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。

第二百一条の十二中「場所」においてする場合の下に、並びに衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において、午前九時から午後五時までの間に限り、〇、次条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上においてその運行中又は停止中においてする場合」を加え、同条に次の一項を加える。

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 工業整備特別地域整備促進法案外一案

すなわち、この際、遠藤三郎君外十九名提出、工業整備特別地域整備促進法案、内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

工業整備特別地域整備促進法案、特許法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

工業整備特別地域整備促進法案
右の議案を提出する。

昭和三十一年四月七日

提出者

遠藤 三郎 上村 千一郎
加藤 高蔵 神田 博
岸 信介 木部 佳昭
清瀬 一郎 河本 敏夫
重政 誠之 高橋 禎一
高橋 等 田中 龍夫
渡海 元三郎 中山 榮一
永山 忠則 西村 直己
橋本 登三郎 福井 勇
堀川 恭平 山田 彌一
賛成者
有田 喜一 外五十名

工業整備特別地域整備促進法

(目的)

第一条 この法律は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が

比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一層整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とする。

(工業整備特別地域)

第二条 この法律で「工業整備特別地域」とは、次に掲げる地区に係る地域で内閣総理大臣が定めるものをいう。

一 鹿島地区
二 東駿河湾地区
三 東三河地区
四 播磨地区
五 備後地区
六 周南地区

2 内閣総理大臣は、前項の工業整備特別地域を定めようとするときは、関係県知事及び地方産業開発審議会の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の工業整備特別地域を定めたときは、これを官報で公示しなければならない。

(整備基本計画の承認)

第三条 関係県知事は、政令で定める国の地方支分部局で当該工業整備特別地域の区域を管轄するものの長及び関係市町村長の意見をきいて、当該工業整備特別地域に係る工業整備特別地域整備基本計画(以下「整備基本計画」という。)を作成し、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。これを要

更しよとするときも、同様とする。

2 前項の整備基本計画は、国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)第七条の規定による全国総合開発計画の方針に適合するものでなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の整備基本計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。ただし、当該整備基本計画に係る地域が首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項の規定による首都圏の地域内(以下「首都圏の地域内」という。)にあるものであるときは、第五項の規定による理由に際し、首都圏整備委員会が当該整備基本計画の承認をすべき旨の意見を付したときに限るものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により整備基本計画を承認しようとするときは、地方産業開発審議会の意見をきくとともに、経済企画庁長官、厚生大臣、農林大臣、通商産業大臣、運輸大臣、労働大臣、建設大臣及び自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 県知事が第一項の申請をしよとする場合において、当該整備基本計画に係る地域が首都圏の地域内にあるものであるときは、首都圏整備委員会を経由しなければならない。

(整備基本計画の内容)
第四条 整備基本計画には、第一号から第四号までに掲げる事項の大部分及び第五号に掲げる事項について定めるものとする。

一 整備すべき工業の業種及びその規模等に関する工業の整備の目標

二 人口の規模及び労働力特に工業に必要な労働力の需給

三 土地利用

四 次に掲げる施設の整備

イ 工場用地

ロ 住宅及び住宅用地

ハ 工業用水道

ニ 道路、鉄道、港湾等の輸送施設

ホ 水道及び下水道

ヘ その他政令で定める主要な施設

五 前号に掲げる施設の整備のために必要な経費の概算

2 前項の整備基本計画を定めるに当たっては、公害の防止について、適切な考慮がなされるようにしなければならない。

(地方産業開発審議会)
第五条 地方産業開発審議会(以下「審議会」という。)は、内閣総理大臣の諮問に応じ、工業整備特別地域の整備に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、工業整備特別地域の整備に関する重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができ

(施設の整備等)
第六条 国及び地方公共団体(港務局を含む。以下第九条において同じ。)は、整備基本計画を達成する

ために必要な工場用地、住宅及び住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の整備の促進に努めなければならない。

第七条 国の行政機関の長、県知事又は港湾管理者の長は、工業整備特別地域内の土地を、整備基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設、水道及び下水道その他の施設の用に供するため、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業整備特別地域の整備が促進されるよう配慮するものとする。

(財政上の措置等)
第八条 国は、工業整備特別地域の整備に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方債についての配慮)
第九条 地方公共団体が整備基本計画を達成するために必要な事業に要する経費に充てるために起こす地方債(港務局の発行する債券を含む。)については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保)
第十条 国及び地方公共団体は、整備基本計画に適合し、工業整備特別地域の整備の促進に寄与すると認められる製造事業、運輸事業等

の事業を営む者が、工業整備特別地域内において行なう工場、事業場その他の施設の増設若しくは増設又はこれらの施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定めるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行

なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(関係市町村の規模の適正化等)

第十二条 工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、工業整備特別地域の一部分をその区域とする市町村(以下「関係市町村」という。)は、市町村合併(関係市町村の廃置分合で市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。)によりその規模の適正化並びにその組織及び運営の合理化に資するよう配慮しなければならない。

2 県知事は、関係市町村の廃置分合又は関係市町村とこれに隣接する関係市町村以外の市町村との廃置分合若しくは境界変更の処分をしようとするときは、あらかじめ自治大臣に協議しなければならない。

第十三条 市町村合併に際し、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところにより、町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)又は新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の当該規定の例による。

一 第一号中「一箇年」とあるのは「二箇年」と、第九条の三第一項中「三十をこえず十五を下らない範囲」とあるのは「八十をこえず十を下らない範囲」と、「十五」とあるのは「四十」と、第十一条の五中「郡」とあるのは「郡市」と、「公職選挙法第十五条第一項及び第二

項」とあるのは「公職選挙法第十五条第一項から第三項まで」と、第

二十条の二中「十箇年」とあるのは「五箇年」とする。

一 関係市町村の議会の議員の任期及び定数

町村合併促進法第九条

二 農業委員会の委員の任期及び定数

町村合併促進法第九条の三

三 県の議会の議員の選挙区

町村合併促進法第十一条

四 一部事務組合等

町村合併促進法第十一条の

五 国の財政援助

町村合併促進法第二十条の

六 地方税の不均一課税

新市町村建設促進法第二十二

七 地方交付税の算定

新市町村建設促進法第二十三

第十四条 市町村合併により衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて市町村の境界の変更があることとなつたときは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の境界の変更が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

新市町村建設促進法第二十三

第十五条 国は、整備基本計画に基づき事業の用に供するため必要であると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に對し、普通財産を譲渡することができる。

新市町村建設促進法第二十三

附則

新市町村建設促進法第二十三

1 この法律は、公布の日から施行する。

新市町村建設促進法第二十三

2 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

3 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

4 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

5 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

6 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

7 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

8 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

9 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

10 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

11 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

12 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

13 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

14 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

15 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

16 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

17 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

18 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

19 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

20 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

21 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

22 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

23 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

24 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

25 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

26 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

27 (総理府設置法の一部改正)

新市町村建設促進法第二十三

工業整備特別地域整備促進法(昭和三十一年法律第九号)に次の一号を加える。

十四 工業整備特別地域の整備の促進に關すること。

(新産業都市建設促進法の一部改正)

4 新産業都市建設促進法(昭和三十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「及び低開発地域工業開発促進法(昭和三十一年法律第百十六号)」を「低開発地域工業開発促進法(昭和三十一年法律第百十六号)及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十一年法律第百十六号)」に改める。

(市の合併の特例に關する法律の一部改正)

5 市の合併の特例に關する法律(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の見出し中「新産業都市建設促進法」を「新産業都市建設促進法等」に改め、同条中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項又は工業整備特別地域整備促進法(昭和三十一年法律第百十六号)第二十二條第一項」に改める。

理由

工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一層整備することにより、その地域における工業の発展を促進

昭和三十九年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その二) 工業整備特別地域整備促進法案外一案

し、もつて国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決

した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十九年四月二十四日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中殿

特許法等の一部を改正する法律
(特許法の一部改正)
第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
第百八十六条中「又は書類の閲覧若しくは謄写」を、書類の閲覧

若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付に改める。
別表十三の項の次に次のように加える。

十四	第百八十六条の規定により特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
----	--	----------

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 実用新案原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
別表に次のように加える。

十四	第五十五条第四項において準用する特許法第百八十六条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
----	---	----------

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 意匠原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
第六十三条中「又は書類」を、書類に改め、「謄写」の下に「又は意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加える。

別表に次のように加える。

十五	第六十三条の規定により意匠原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
----	---	----------

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 商標原簿は、その全部又は一部を磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
第七十二条中「又は書類の閲覧若しくは謄写」を、書類の閲覧若しくは謄写又は商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付に改める。
別表に次のように加える。

十一	第七十二条の規定により商標原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者	一件につき八十円
----	---	----------

附 則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事始関伊平君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

〔始関伊平君登壇〕

○始関伊平君 たいだいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案外一件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

最近、特許等の工業所有権に関する出願件数は急増し、審査及び事務処理は遅延停滯を生じております。本案は、このような事態に対処し、電子計算機を利用して事務処理の合理化をはかるうとするもので、その内容の第一は、特許、実用新案、意匠及び商標の

登録原簿を磁気テープ等をもって調製することができると、第二は、この磁気テープ等をもって調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求できることとし、その場合の手数料の最高限を定めること、以上であります。

本案は、四月二十四日当委員会に付託され、翌二十五日に提案理由の説明を聴取、六月二十六日に至り、質疑を終了し、引き続き、採決を行ないましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、工業整備特別地域整備促進法案について申し上げます。

本案は、工業の立地条件がすぐれており、かつ工業が比較的開発され、投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設等を一そう整備することにより、その地域における工業の発展を促進し、もって国土の

均衡ある開発発展及び国民経済の発展に資するため提出されたものであります。その内容は、鹿島地区、東駿河湾地区、東三河地区、播磨地区、備後地区及び周南地区の六地区にかかる地域を工業整備特別地域とし、その取り扱いには新産業都市建設促進法に準ずることとしたことであります。

本案は、四月十日当委員会に付託され、同月十四日提案者遠藤三郎君より提案理由の説明を聴取し、六月二十六日、質疑を終了、引き続き、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、「地方産業開発については、速やかに本法並びに新産業都市建設促進法等の関連法をあわせ根本的に再検討すること。」等の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右国会に提出する。

昭和三十九年三月四日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十八年三月三十一日現在

明書

三八 換第五九八号
昭和三十八年十二月十九日

会計検査院長 芥川 治郎

内閣総理大臣 池田 勇人殿

日本放送協会昭和三十七事業年度貸借対照表等の回付について

日本放送協会昭和三十七事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説明書の検査を了したので回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

一、昭和三十七年度財産目録

財産目録

科 目	内 容	要 領	金 額	合 計
(資産の部)	流動資産			
	現金預金	現 金 銀行預金 振替貯金	二〇、六六、九九 三八七、八五、〇七 五、〇九、八二	六三九、六一、八八
受信料未収金	受信料未収金	小口現金を含む		三八七、八五、〇七
	未収受信料欠損引当金	受信料未収金の徴収不能見越額	六四六、六六、一〇 三三、三〇〇、〇〇〇	三九〇、〇六、一〇

昭和三十三年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一三〇四

委託修理業務用物品	貯蔵品	前払費用	その他の流動資産	固定資産	建物	構築物	機械
放送受信用機器 修理業務用物品 フィルム、被服、 事務用品ほか スタジオおおよび 事務室借上料ほか			未収金 定期預金利息ほか 電信電話債券ほか 建物賃借保証金ほか 差入保証有価証券 保管有価証券 自動車損害賠償 支払準備資産 仮払金 建物 減価償却引当金 構築物 減価償却引当金 機械 減価償却引当金		局舎および付属 建物ほか 同上減価償却引 当金 空中線施設ほか 同上減価償却引 当金 放送機ほか 同上減価償却引 当金		
一一、〇九、四〇五	六七、一五七、四七七	八五、二七、五八八	二、〇三六、五九一、九三	三、八、九八、〇三九、一〇一	一四、三九〇、七二七、六六七	三、三三七、一〇、八四三	一五、〇〇八、三三二、一八〇

器具什器	器具什器	器具什器	器具・事務用什器ほか	土	建設仮勘定	特定資産	減価用放資	繰延勘定	前払費用	放送債券発行差金	資産合計	(負債の部)	流動負債	短期借入金	未払金	受借料前受金	その他の流動負債	固定負債	放送債券	長期借入金	退職手当引当金	負債合計
器具什器	減価償却引当金	同上演備償却引当金	局舎敷地ほか 未完成施設	局舎敷地ほか	放送債券償還資金積立金	局舎賃借料未経過分ほか	放送債券発行差金未償却額	局舎賃借料未経過分ほか	放送債券発行差金未償却額	物品購入代未払金ほか	昭和三十八年度以降分受借料前受金	技術協力経費前受分ほか	集金委託保証金ほか	集金委託保証有価証券	自動車損害賠償保障法による積立金	源泉徴収所得税ほか	簡易保険局ほか					
三六八、六二、五七九	一九八、一〇四、二二八	同上演備償却引当金	局舎敷地ほか 未完成施設	局舎敷地ほか	放送債券償還資金積立金	局舎賃借料未経過分ほか	放送債券発行差金未償却額	局舎賃借料未経過分ほか	放送債券発行差金未償却額	物品購入代未払金ほか	昭和三十八年度以降分受借料前受金	技術協力経費前受分ほか	集金委託保証金ほか	集金委託保証有価証券	自動車損害賠償保障法による積立金	源泉徴収所得税ほか	簡易保険局ほか					
一七〇、五〇八、三六二	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一	四、三六六、〇三二、二九一

二、昭和三十一年度貸借対照表

昭和三十一年三月三十一日

(科 目)		(金 額)
流動資産 (資産の部)		
現金預金	六四六、六五、一〇	三、八七、四七、八八七
受信料未収金	三三、三〇〇、〇〇〇	三三、三〇〇、〇〇〇
未収受信料欠損引当金	一、〇二、〇〇〇	一、〇二、〇〇〇
委託修理業務用物品	六、一五、四七五	六、一五、四七五
貯蔵品	八五、二七、五八	八五、二七、五八
前払費用	二、〇三、五九、九八二	二、〇三、五九、九八二
その他の流動資産	六、三九、九八、四八九	六、三九、九八、四八九
流動資産合計		六、三九、九八、四八九
固定資産 (負債の部)		
建物	一七、三〇、六九、三九	一七、三〇、六九、三九
建物減価償却引当金	二、九七、九六、七六	二、九七、九六、七六
構築物	四七、四八、二八、七	四七、四八、二八、七
構築物減価償却引当金	一、二二、一七、八四	一、二二、一七、八四
機械	三、七三、一三、四九	三、七三、一三、四九
機械減価償却引当金	九、七六、八〇、六九	九、七六、八〇、六九
器具什器	三、六二、五九	三、六二、五九
器具什器減価償却引当金	一、九八、一〇、二八	一、九八、一〇、二八
土地		四、三六、三三、二九
建設仮勘定		二、四九、〇〇、一三
固定資産合計		三、八、九〇、〇三、一〇
特定資産		四、二七、二〇、〇〇
減価償却放資		四、二七、二〇、〇〇
繰延勘定		六、三三、七五
前払費用		三、八七、四七、八八七
放送債発行差金		三、八七、四七、八八七
繰延勘定合計		三、八七、四七、八八七
資産合計		四、九、八八、三三、九〇
(負債の部)		
流動負債		〇
短期借入金		〇

未払金	九三、九七、三三
受信料前受金	三六、三三、四七
その他の流動負債	二四、〇〇、〇〇
流動負債合計	一五、三〇、七七、八〇
固定負債	
放送債券	一五、三〇、七七、八〇
長期借入金	六、三三、三三、三三
退職手当引当金	四、〇〇、〇〇、〇〇
固定負債合計	二五、六三、一〇、一三
負債合計	四〇、九三、八七、九三
(資本の部)	
資本	一五、〇〇、〇〇、〇〇
積立金	二、五〇、〇〇、〇〇
当期資産充当金	五、五三、二九、六八
当期剰余金	一、六三、六五、九六
資本合計	二四、六六、八八、六六
負債資本合計	四〇、九三、八七、九三

三、昭和三十一年度損益計算書

昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで

事業収入	四九、七八、三九、七五
受取信料	一〇、五五、〇〇
交付金収入	五三、〇九、三〇
事業収入合計	一、〇四、四二、九八
事業支出	
事業費	三、七四、五八、四七
減価償却費	三、八六、七五、〇三
関連経費	二、六三、七八、八六
事業支出合計	一〇、二五、一二、三四
資本支出充当	四、三三、九八、三三
当期剰余金	一、六三、六五、九六

昭和三十三年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

四、昭和三十三年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和三十三年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一、概要

昭和三十三年度は、新たに策定した六か年計画に基づき、放送の全国普及の達成とすぐれた放送の実施に努力するとともに、放送受信契約体系の改訂を行ない、受信契約者の負担の軽減と協会の財政基盤の安定を図った。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額四九八億六、八三〇万円に対し負債は二五億二、一一九万円、資本の部における資本は一五〇億円、積立金は二五億五、〇一五万円、当期資産充当金は五五億四、三三〇万円、当期剰余金は一六億五、三六六万円である。

つぎに、損益計算書では、事業収入五〇四億二、一九四万円、事業支出四三三億二、四九八万円、資本支出五五億四、三三〇万円、差引当期剰余金は一六億五、三六六万円である。

財産目録・貸借対照表および損益計算書の内容は、つぎのとおりである。

二、財産目録と貸借対照表

(1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の三七一億三、八四〇万円に比べ二七億二、九九〇万円増加し、四九八億六、八三〇万円となつたが、その内容はつぎのとおりである。

流動資産
当年度末の流動資産は、前年度末の五〇億五、九四九万円に比べ一三億三、七四三万円増加し、六三億九、六九二万円となつたが、これは主として現金預金、有価証券等の増加によるもので、その内容はつぎのとおりである。

現金預金
三八億七、三四七万円
受信料未収金
三億二、三三九万円
当年度末の受信料未収額は六億四、六六九万円から、翌年度における収納不能見込額三億二、三三〇万円を欠損引当金として差し引き、計上したものである。

委託修理業務用物品
一、一〇九万円
放送法第九条第二項により行なつてゐる受信機委託修理用物品および受信障害防止用物品の当年度末繰卸額である。

貯蔵品
六、七一一六万円
フィルム、被服、その他事務用備品・消耗品等の当年度末繰卸額である。

前払費用
八、五二二万円
長期借入金利息、スタジオおよび事務室の借上料、保険料等の未経過分で、翌

年度の費用となるものである。

その他の流動資産
二〇億三、六五九万円
建物賃借保証金、電信電話債券および定期預金利息未収分等である。

固定資産
当年度末の固定資産は、前年度末の二八八億五、四四四万円に比べ建設による増加は一四〇億八、二九六万円であるが、当年度減価償却引当金三八億六、六七五万円、その他の増減の結果一〇一億七、五〇〇万円の増加で三八九億八、〇四四万円

である。

上記建設による増加は、当年度の建設計画に基づき、主として稚内、むつほか二十五カ所の総合テレビ局の建設、山形、松江ほか六十九カ所の教育テレビ局の建設、熊本、静岡、山口ほかの放送会館の建設、その他放送設備関係機器・電子計算関係機器の整備および局舎・宿舍の増改築等を実施したためである。

(2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の一八億五、九八五万円に比べ五億四、九六二万円増加し、二五億二、一一九万円となつたが、その内容はつぎのとおりである。

流動負債
当年度末の流動負債は、前年度末の一八億五、九八五万円に比べ二億九、八六八万円減少し、一五億六、一一七万円となつたが、その内容はつぎのとおりである。

未払金
九億九、三九七万円
放送債券利息および各種放送機器、物品購入代金等の未払分である。

受信料前受金
三億二、六三四万円
翌年度以降分の受信料収納額で、前年度末に比べ一億六、九八九万円の増加である。

その他の流動負債
二億四、〇八六万円

区分		金額
建設	建物	一四億九、〇三三万円
	構築物	三億三、二二二万円
	機械	一四億、四三三万円
	器具什物	一億七、〇五二万円
固定資産合計	土地	四三億六、三六六万円
	建設仮勘定	二億九、九〇〇万円
固定資産合計		三八九億八、〇四四万円

(注一) 建物、構築物、機械、器具什物については、減価償却引当金を差し引いた額である。

(注二) 建設仮勘定は、東京第二新館増築工事、大阪新館新築工事等、当年度末において未完成のものである。

特定資産(償用放資)
放送法第四二条第三項により積み立てた放送債券償還のための資金であり、前年度

放送謝金、職員給与等の源泉徴収所得税の仮受金および集金委託の際の預り保証金等である。

イ 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の一七七億八、一七二

万円に比べ五七億七、八三〇万円増加し、二三五億六、〇〇二万円となったが、これは主として放送債券および長期借入金において、次表のような増減があつたためである。

種別	昭和三十六年度		昭和三十七年度		備考
	年度末	増減	年度末	増減	
放送債券	一七億六、八〇〇万円	三億二、〇〇〇万円	二〇億八、八〇〇万円	三億二、〇〇〇万円	増は新規発行、減は満期償還および定期時抽せん償還
長期借入金	一三億二、三三三万円	一億八、四〇〇万円	一五億〇、七三三万円	一億八、四〇〇万円	
簡易保険局	三億三、〇〇〇万円	一億八、四〇〇万円	五億一、四〇〇万円	一億八、四〇〇万円	
銀行	一三億三、〇〇〇万円	一億八、四〇〇万円	一五億〇、七三三万円	一億八、四〇〇万円	
住宅公団	一三億三、〇〇〇万円	一億八、四〇〇万円	一五億〇、七三三万円	一億八、四〇〇万円	
合計	一七億六、八〇〇万円	三億二、〇〇〇万円	二〇億八、八〇〇万円	三億二、〇〇〇万円	

(3) 資本の部
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の一七四億九、六八三万円に比べ七二億五、〇二八万円増加し、二四七億四、七一〇万円となったが、その内容はつぎのとおりである。

ア 資本
一五〇億円
前年度末七二億五、〇二八万円に、当年度積立金から七八億四、八〇五万円を組み入れたものである。

一億六、四三三万円、その他固定資産偶発利益等積立金の増加高一億九、八四〇万円を加え、他方、固定資産除却損等積立金の減少高一億四、五〇八万円を差し引き、資本に七八億四、八〇五万円を組み入れた結果である。

ウ 当期資産充当金
五五億四、三三〇万円
エ 当期剰余金
一六億五、三六六万円

イ 積立金
二五億五、〇一五万円
前年度末残高五一億八、〇五三万円に、当年度繰入高(昭和三十六年度剰余金)五

三、損益計算書
事業収入五〇四億二、一九四万円に、事業支出は四三三億二、四九八万円、資本支出五五億四、三三〇万円(固定資産充当金三億六、五六六万円、放送債券償還のための積立一五億五、二七

四万円、長期借入金の返還七億九、〇九〇万円、放送債券償還金三、四〇〇万円)であり、差引当期剰余金は一六億五、三六六万円である。これを前年度決算額の事業収入四〇八億六、四〇二万円、事業支出三五六億九、九六七万円に比較すれば、事業収入は九五億五、七九二万円の増加、事業支出は七五億二、五三二万円の増加である。

事業収入および事業支出の内容は、つぎのとおりである。

(1) 事業収入
事業収入の増加は、主として甲受信契約者数の増加にともなう受信料収入の増加によるものであるが、その内容はつぎのとおりである。

ア 受信料
四九七億八、八三四万円

○甲受信料
四六八億七、〇〇二万円
有料受信契約者数が、当年度内において三二四万増加し、当年度末一、三三四万となったため前年度のテレビ受信料に比べ一六一億五、四二八万円の増加である。

○乙受信料
二九億一、八三二万円
有料受信契約者数が、契約体系の改訂等により当年度末四〇四万となったほか受信料月額八五円を五〇円に引き下げたことにより前年度のラジオ受信料に比べ六六億六、九三〇万円の減少である。

イ 交付金収入
一億一、〇五一万円
国際放送関係交付金一億八五三万円、選挙放送関係交付金一九八万円で、前年度の一億三二二万円に比べ七三九万円の増加である。

ウ 雑収入
五億二、三〇九万円
預金および電信電話債券等の利息三億八、四一〇万円のほか、不用品処分代金、受信機委託修理業務収入、対部外技術協力経費の受け入れ等で、前年度の四億五、七五四万円に比べ六、五五五万円の増加である。

(2) 事業支出
上記収入をもつて、当年度の事業計画に基づき、事業の推進に積極的努力を払つたが、その結果はつぎのとおりである。

ア 事業費
三六七億一、四五二万円
前年度の三〇〇億一、四三六万円に比べ六七億一、五五五万円の増加であるが、これは、ラジオ・テレビジョン放送番組の充実、テレビジョン放送時間の延長、報道取材網の整備、国際放送の拡充、受信者普及開発の促進、放送技術と放送文化の両分野にわたる研究活動の強化およびこれらの業務の増にもなる運用費等の増加によるものである。

イ 建物、構築物、機械、器具什器の償却費で、前年度の三一億八、二七〇万円に比べ六億八、四〇五万円の増加であるが、これは設備の拡張にともなう償却資産の増加によるものである。

ウ 関連経費
二六億四、三七二万円
支払利息一四億一、七八二万円、工事特別雑損八億二、四六七万円、未収受信料欠損償却三億二、三三〇万円、放送債券発行差金償却七、六九六万円等で、前年度の二五億二六二万円に比べ一億四、一一一万円の増加である。

四 収入および支出の状況

損益計算書における事業収支に、放送債券、長期借入金その他の資本収入と建設費、長期借入金および放送債券の返還等の資本支出(建設費から関連経費に振り替えた工事特別雑損を除く)を加えた収支全般についてみれば、収入総額は六一五億二、七〇八万円、支出総額は六〇一億八、二三八万円である。

(注 千円以下四捨五入)

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通信委員長長藤常太郎君。

「報告書は本号(その二)末尾に掲載」

退職警察職員の恩給は正に關する請願（佐々木義武君紹介）（第三四三二號）

同（椎熊三郎君紹介）（第三四七八號）

同（西村直己君紹介）（第三五二〇號）

同（森田重次郎君紹介）（第三五二一號）

公務員の賃金引き上げ等に関する請願（堀昌雄君紹介）（第三四六八號）

國立病院、療養所に勤務する医師及び齒科醫師の待遇改善に関する請願（上村千一郎君紹介）（第三五二一號）

一般職の職員給与に関する法律の一部改正に関する請願（永井勝次郎君紹介）（第三五五三號）

同（松浦定義君紹介）（第三五五四號）

同（山内広君紹介）（第三五五五號）

同外一件（安井吉典君紹介）（第三五六二七號）

同（山中日露史君紹介）（第三六二八八號）

國家公務員の給与改定等に関する請願外十四件（武藤山治君紹介）（第三七三三三號）

元滿州國政府職員の傷病恩給既得權者に關する請願（永山忠則君紹介）（第三七七二號）

國立大學教員の待遇改善に関する請願（渡辺榮一君紹介）（第三七七三三號）

同（浦野幸男君紹介）（第三三八二六號）

同（神田博君紹介）（第三八三七七號）

同（佐々木更三君紹介）（第三八三八八號）

同（三木武夫君紹介）（第三九八六號）

同（丹羽兵助君紹介）（第三九九二號）

同（福井勇君紹介）（第四〇三二二號）

同（倉石忠雄君紹介）（第四〇四八號）

有蓋空地用防火水槽設置費全額国庫補助に關する請願(二階堂進君紹介)(第四八八号)

評価改定による農地の固定資産税に關する請願(今松治郎君紹介)(第五二三号)

大衆飲食に対する料理飲食等消費税輕減に關する請願(登坂重次郎君紹介)(第五七五号)

同(石井光次郎君紹介)(第六四七号)

同(石田博英君紹介)(第六四八号)

同(小川平二君紹介)(第六四九号)

同(佐々木義武君紹介)(第六五一号)

同(坂田英一君紹介)(第六五二号)

同(進藤一馬君紹介)(第六五三三三)

同(砂田重民君紹介)(第六五四号)

同(田中榮一君紹介)(第六五五号)

同(内藤隆吉君紹介)(第六五六号)

同(本島百合子君紹介)(第一〇〇二号)

町村連合推進による行政の格差是正に關する請願(池田清志君紹介)(第九九二号)

町村税財源の拡充強化による財政の格差是正に關する請願(池田清志君紹介)(第九九三三三)

昭和三十一年度の地方税減税に伴う地方交付税の増額に關する請願(井出太郎君紹介)(第二二九二二二)

県立高等学校施設建設事業の財源措置に關する請願(井出太郎君紹介)(第二二九四号)

大衆飲食に対する料理飲食等消費税輕減に關する請願(川俣清音君紹介)(第一四二五五五)

同(小林進君紹介)(第一四二六六六)

同(外一件)島上善五郎君紹介(第一四二七七七)

固定資産税引き上げ反対等に關する請願(松本七郎君紹介)(第一五一七号)

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に關する請願外一件(戸叶里子君紹介)(第二二二三三三)

同(本島百合子君紹介)(第二二二四四四)

ボーリング場の開設及び営業規制に關する請願(中村高一君紹介)(第二四〇九九九)

同(本島百合子君紹介)(第三二〇六六六)

同外二件(登坂重次郎君紹介)(第三二二七七七)

同外四件(本島百合子君紹介)(第三三三九九九)

同(中村高一君紹介)(第三三八九九九)

同(宮久吉君紹介)(第三三三三三三)

同(天野公義君紹介)(第三三三三九九)

深夜喫茶、トルコ風呂、ヌードスタジオ、ボーリング等の規制に關する請願外四件(戸叶里子君紹介)(第三四〇〇〇〇)

ボーリング場の開設及び営業規制に關する請願(戸叶里子君紹介)(第三四〇一〇一)

公衆浴場業に対する地方税免除に關する請願(権熊三郎君紹介)(第三四〇七七七)

同(田口長治郎君紹介)(第三四〇八八八)

同(福永健司君外一名紹介)(第三五九九九九)

地方財政確立に關する請願(天野光晴君紹介)(第三五五七七七)

辺地対策事業債の増額に關する請願(吉川久衛君紹介)(第三六七八八八)

同(倉石忠雄君紹介)(第三六七九九九)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六八〇〇〇)

地方公営企業等の財源措置に關する請願(篠田弘作君紹介)(第三七三三三三)

同(松平忠久君紹介)(第三七九九九)

同(小川平二君紹介)(第三八九九九)

同(下平正一君紹介)(第三八九九九)

同(中澤茂一君紹介)(第三九〇〇〇〇)

同(原茂君紹介)(第三九六三三三)

同(唐澤俊樹君紹介)(第三七五五五五)

同(増田甲子七君紹介)(第三七九六六六)

同(松平忠久君紹介)(第三七九九九)

同(岡崎英城君紹介)(第三八九九一)

ボーリング場の開設及び営業規制に關する請願(長谷川正三君紹介)(第四〇一一一)

公衆浴場業に対する地方税免除に關する請願(唐澤俊樹君紹介)(第四二二二二二)

同(林百郎君紹介)(第四二九九九)

同(坪川信三君紹介)(第四三〇五五五)

同(服部安司君紹介)(第四三〇六六六)

同(前田正男君紹介)(第四三〇七七七)

同(八木一男君紹介)(第四三三三三三)

水道料金値上げ抑制に伴う財政措置に關する請願(江崎真澄君紹介)(第四三六二二二)

同(川崎秀二君外五十九名紹介)(第四三七八八八)

同(龜山孝一君紹介)(第四三八五五五)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第四四〇九九九)

同(井原岸高君紹介)(第四四一九九)

同(白井莊一君紹介)(第四四二〇〇〇)

同(砂原格君紹介)(第四四二二二二)

同(藤山愛一郎君紹介)(第四四三三三三)

同(大西正男君紹介)(第四四五一五五)

同(川崎秀二君紹介)(第四四五一五五)

同(櫻内義雄君紹介)(第四四五一五五)

同(堀川恭平君紹介)(第四四五一五五)

同(前田正男君外二名紹介)(第四四五一五五)

同(岩動道行君紹介)(第四四六〇三三)

同(岩動道行君紹介)(第四四六〇三三)

同(岩動道行君紹介)(第四四六〇三三)

三、

[illegible]

母子栄養改善強化並びに児童福祉施設栄養士設置に関する請願(小川半次君紹介)(第二九八号)

同(中村幸八君紹介)(第四一三三三)

同(沢田政治君紹介)(第四五五五五)

同(田中龍夫君紹介)(第四七三三三)

国民健康保険制度の改善促進に関する請願(亀山孝一君紹介)(第二九九九号)

生活保護基準の引き上げ等に関する請願外一件(江崎真澄君紹介)(第三〇一〇号)

同(内田常雄君紹介)(第三〇二二二)

同(亀山孝一君紹介)(第三〇三三三)

同(野田卯一君紹介)(第三〇四四四)

同(古井喜實君紹介)(第三〇五五五)

同外一件(下野政巳君紹介)(第三〇六六六)

同(江崎真澄君紹介)(第三四四四四)

同(早川崇君紹介)(第三四六六六)

同(伊東隆治君紹介)(第三五五五五)

同外一件(江崎真澄君紹介)(第三六六六六)

同(江崎真澄君紹介)(第四一二二二)

同外一件(江崎真澄君紹介)(第四三三三三)

同外一件(江崎真澄君紹介)(第四四四四四)

同外一件(江崎真澄君紹介)(第四五五五五)

国民健康保険制度の改善に関する請願(古井喜實君紹介)(第三〇七七七)

中小企業退職金共済制度の充実に關する請願(原茂君紹介)(第三二四四四)

同(松平忠久君紹介)(第三二五五五)

同(下平正一君紹介)(第三二七三三)

療術の制度化に関する請願外一件(赤路友藏君紹介)(第三三三三三)

同(伊藤卯四郎君紹介)(第三四〇〇〇)

同(小金義照君紹介)(第三四一一一)

同外四件(八木徹雄君紹介)(第三六二二二)

同外二件(宇野宗佑君紹介)(第三八七三三)

同外三件(受田新吉君紹介)(第三八八四四)

同外三件(小山長規君紹介)(第三八九五五)

同(井手以誠君紹介)(第四〇五五五)

同外二件(瀬戸山三男君紹介)(第四〇六六六)

同(高瀬傳君紹介)(第四〇七七七)

同(床次徳二君紹介)(第四〇八八八)

同(三原朝雄君紹介)(第四〇九九九)

同外一件(村山喜一君紹介)(第四一〇一〇)

同(八木昇君紹介)(第四一二二二)

同(三池信君紹介)(第四三三七七)

同外一件(大久保武雄君紹介)(第四四五五五)

同(上林山榮吉君紹介)(第四五四四)

同(小山長規君紹介)(第四五六六六)

同(田中龍夫君紹介)(第四四七四四)

同外一件(神田博君紹介)(第四七五五五)

同(伊東隆治君紹介)(第五三〇〇〇)

同(三池信君紹介)(第五三一一一)

結核による重度身体障害者の福祉対策に関する請願(安宅常彦君紹介)(第三四二二二)

全国一律最低賃金制の確立に関する請願外一件(佐々木良作君紹介)(第三四三三三)

戦争犯罪関係者の補償に関する請願(江崎真澄君紹介)(第三四四四四)

国民健康保険制度の改善促進に関する請願外一件(丹羽喬四郎君紹介)(第三六一一)

P・T制度下に伴う経過措置に関する請願(伊藤よし子君紹介)(第三八六六六)

結核対策の充実に關する請願外一件(吉村吉雄君紹介)(第三九〇〇〇)

同(華山親義君紹介)(第五三三三三)

児童福祉施設従事職員の処遇改善等に関する請願(金子一平君紹介)(第四三三三三)

じん肺法の一部改正等に関する請願(篠田弘作君紹介)(第四六五五五)

視力障害者のP・T受験資格等に関する請願(床次徳二君紹介)(第四七六六六)

水源の汚染防止に関する請願(二階堂進君紹介)(第四九二二二)

水利の水道優先に関する請願(二階堂進君紹介)(第四九三三三)

精神衛生法の改正に関する請願(柳田秀一君紹介)(第五三三三三)

消費生活協同組合の育成強化等に関する請願外六件(川村慈義君紹介)(第五三三三三)

国民健康保険制度の体質改善に関する請願(濱田幸雄君紹介)(第五四七四四)

生活保護基準の引き上げ等に関する請願外一件(江崎真澄君紹介)(第五四八八八)

同(藤本孝雄君紹介)(第五六五五五)

同(江崎真澄君紹介)(第五八四四四)

同(山崎巖君紹介)(第五八五五五)

同(野間千代三君紹介)(第五九六六六)

同(小川平二君紹介)(第五九七七七)

同(小沢辰男君紹介)(第六七四四四)

同外二件(羽田武嗣郎君紹介)(第六七五五五)

同外五件(大坪保雄君紹介)(第七六六六六)

療術の制度化に関する請願(阪上安太郎君紹介)(第五六二二二)

同(鈴木一君紹介)(第五六三三三)

同(福田繁芳君紹介)(第五六四四四)

同(沢田政治君紹介)(第五八六六六)

同(周東英雄君紹介)(第五八七七七)

同(正力松太郎君紹介)(第六三二二二)

同(館林三喜男君紹介)(第六八三三三)

同外一件(大坪保雄君紹介)(第七六八八八)

同(高橋等君紹介)(第七六九九九)

同(桜井茂尚君紹介)(第八二九九九)

同(華山親義君紹介)(第八三〇〇〇)

同外一件(野田卯一君紹介)(第八六〇〇〇)

同(加藤常太郎君紹介)(第八八五五五)

同(内海清君紹介)(第八九四四四)

同(西尾末廣君紹介)(第八九五五五)

国民健康保険に対する国庫負担増額等に関する請願外二十三件(周東英雄君紹介)(第五八八八八)

保育事業に関する請願(小川平二君紹介)(第五九八八八)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第六七六六六)

P・T師法の制定及びあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の改正等に関する請願(岩動道行君紹介)(第六六六六六)

同(渡海元三郎君紹介)(第六六七七七)

同(宇野宗佑君紹介)(第六六八八八)

同(白井莊一君紹介)(第六六九九九)

同(野田卯一君紹介)(第六七〇〇〇)

同(藤本孝雄君紹介)(第六七一一一)

同(前田正男君紹介)(第六七二二二)

同(八木一男君紹介)(第六七三三三)

同(小川平次君紹介)(第六七四四四)

同(吉川久衛君紹介)(第六七二二二)

同(辻原弘市君紹介)(第七二二二二)

同(湯山勇君紹介)(第七二三三三)

同(齋藤邦吉君外一名紹介)(第七九六六六)

同(辻寛一君紹介)(第八二七七七)

公衆浴場の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(椎熊三郎君紹介)(第六七七七)

同(松浦周太郎君紹介)(第六七八八八)

同(南條徳男君紹介)(第七二八八八)

同(本名武君紹介)(第七二九九九)

同(渡海元三郎君紹介)(第七七四四四)

同(和爾俊二郎君紹介)(第七七五五五)

医学部卒業生のインターン制度改革に関する請願外三件(滝井義高君紹介)(第六七九九)

同(滝井義高君紹介)(第七一九九九)

同外一件(小林進君紹介)(第八三一一一)

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被害者の医療等に関する法律改正に関する請願(野口忠夫君紹介)(第六八一一一)

同外四件(山田睦目君紹介)(第六八二二二)

消費生活協同組合の育成強化等に関する請願(二宮武夫君紹介)(第七二七七七)

同外十四件(湯山勇君紹介)(第八六三三三)

国民健康保険事業に対する国庫負担増額等に関する請願(齋藤邦吉君外一名紹介)(第七三三三三)

清掃事業に対する国庫補助増額等に関する請願(齋藤邦吉君外一名紹介)(第七三五五五)

公衆浴場の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(辻寛一君紹介)(第八二八八八)

1111四

同押谷富三君紹介(第八六一号)
同古川丈吉君紹介(第八六二号)
同推熊三郎君紹介(第八八六号)
同坊秀男君紹介(第八八七号)
かつお漁業従事者の失業保険適用に
関する請願(湯山勇君紹介)(第八六
七号)
P・T師法の制定及びあん摩師、は
り師、きゅう師及び柔道整復師法の
改正等に関する請願(小金義照君紹
介)(第九二四号)
勤員学徒援護者援護に関する請願
(永山忠則君紹介)(第九七二号)
勤員学徒、女子挺身隊、徴用工犠牲
者援護に関する請願(田口長治郎君
紹介)(第九七三号)
看護人の名称改正に関する請願(湯
山勇君紹介)(第九八六号)
療術の制度化に関する請願(原健三
郎君紹介)(第一〇一四号)
同外一件(吉田賢一君紹介)(第一〇
一五号)
同外三件(青木正君紹介)(第一〇二
九号)
同外一件(田中武夫君紹介)(第一〇
三〇号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第一〇三一
号)
同(堀川恭平君紹介)(第一〇三二号)
同(稻宮稜人君紹介)(第一〇六七号)
同(大竹太郎君紹介)(第一〇六八号)
同外一件(佐々木良作君紹介)(第一
〇六九号)
同(谷川和穂君紹介)(第一〇七〇号)
同(山下榮二君紹介)(第一〇七一号)
同(井岡大治君紹介)(第一一二二号)
同(大倉三郎君紹介)(第一一二三号)
同(大村邦夫君紹介)(第一二一〇号)

同(押谷富三君紹介)(第二一一一号)
同(菅野和太郎君紹介)(第二一二二
号)
同(久保田鶴松君紹介)(第二二三
号)
同(黒金泰美君紹介)(第二二四号)
同(永山忠則君紹介)(第二二五号)
同(和爾俊二郎君紹介)(第二二六
号)
児童福祉施設従事職員の処遇改善等
に関する請願(井出一太郎君紹介)
(第二二七号)
あん摩業における盲人優先の確保に
関する請願外七件(内田常雄君紹介)
(第一〇四一―一四一四号)
生活保護基準の引き上げ等に関する
請願(竹下登君紹介)(第一〇四二―
結核対策の充実に関する請願(長谷
川保君紹介)(第一〇八四―
公衆浴場の健全経営維持管理の特
別措置に関する請願(田中龍夫君紹
介)(第一一一四―
農林水産業の失業保険適用に関する
請願(松浦周太郎君紹介)(第一一一
五号)
国民年金法第六十六条第二項削除に
関する請願(久保田鶴松君紹介)(第
一二〇四号)
消費生活協同組合の育成強化等に關
する請願(大原亨君紹介)(第二二一
七号)
同(細迫兼光君紹介)(第二二八号)
戦争犯罪裁判関係者の補償に関する
請願(進藤一馬君紹介)(第二二九
号)
医学部卒業生のインターン制度改革
に関する請願(細迫兼光君紹介)(第
二二一〇号)

公衆浴場の健全経営維持管理の特
別措置に関する請願(小沢辰男君紹
介)(第二二五五号)
同(藤本孝雄君紹介)(第二二八六号)
同(島村一郎君紹介)(第二四八一号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第二五四一―
同外一件(長谷川四郎君紹介)(第一
五四二―
療術の制度化に関する請願外三件
(岡崎英城君紹介)(第二五八―
同(佐々木義武君紹介)(第二五九
号)
同(河本敏夫君紹介)(第二二八四号)
同(西村榮一君紹介)(第二二八五号)
同(清瀬一郎君紹介)(第二三三三―
同(阪上安太郎君紹介)(第二三三四
号)
同外二件(重盛寿治君紹介)(第二三
三五―
同(坪川信三君紹介)(第二三三六号)
同(原田憲君紹介)(第二三三七号)
同(森下國雄君紹介)(第二三八号)
同外一件(田邊國男君紹介)(第二三
六六―
同(永田亮一君紹介)(第二四一七号)
同(竹内繁一君紹介)(第二四七九号)
同(藤本孝雄君紹介)(第二四八〇号)
同(鯨岡兵輔君紹介)(第二五四〇号)
中小企業退職金共済制度の充実に關
する請願(井出一太郎君紹介)(第一
二九九号)
戦争犯罪裁判関係者の補償に関する
請願(相川勝六君紹介)(第二三一九
号)
同(逢澤寛君紹介)(第二三二〇号)
同(赤澤正道君紹介)(第二三六三―
同(田中龍夫君紹介)(第二三六四号)
同(高橋清一郎君紹介)(第二三六五
号)

同(小川半次君紹介)(第一四七七号)
同(中村寅太君紹介)(第一五〇五号)
同(大久保武雄君紹介)(第一五三九
号)
原爆被害者援護法制定並びに原子爆
彈被爆者の医療等に関する法律改正
に関する請願(大村邦夫君紹介)(第
一三二一―
同(山田耻目君紹介)(第一三三二号)
同(受田新吉君紹介)(第一四一二号)
公衆浴場の健全経営維持管理の特
別措置に関する請願(西村直己君紹
介)(第一三三九号)
同(天野公義君紹介)(第一四一〇号)
生活保護基準の引き上げ等に関する
請願(西宮弘君紹介)(第二三四〇号)
業務上の災害による外傷性せき髄障
害者援護に関する請願(金丸德重君
紹介)(第一四〇七号)
同(谷口善太郎君紹介)(第一四〇八
号)
同(五島虎雄君紹介)(第一四七五号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第一四七六号)
同(小林進君紹介)(第一五五〇号)
生活保護基準の倍額引き上げ等に関
する請願(谷口善太郎君紹介)(第一
四〇九号)
緊急就労対策事業の切取り反対に關
する請願(井手以誠君紹介)(第一四
七八号)
同(井手以誠君紹介)(第一五〇三―
同(井手以誠君紹介)(第一五四九号)
消費生活協同組合の育成強化等に關
する請願(佐々木更三君紹介)(第一
五〇四号)
失業者就労事業紹介対象者の賃金引
き上げ等に関する請願(伊藤卯四郎
君紹介)(第一五四三―
同(稻宮稜人君紹介)(第一五四四号)

同外一件(内海清君紹介)(第一五四
五号)
同外四件(地崎宇三郎君紹介)(第一
五四六号)
同外五件(前田榮之助君紹介)(第一
五四七号)
同外三十五件(本島百合子君紹介)
(第一五四八―
業務上の災害による外傷性せき髄障
害者援護に関する請願(金丸信君紹
介)(第一五六九号)
同(澁谷直藏君紹介)(第一五七〇号)
同(山口喜久一郎君紹介)(第一六〇
七号)
同(吉村吉雄君紹介)(第一六二四号)
同(松浦周太郎君紹介)(第一六六二
号)
同(粟山秀君紹介)(第一六九一―
同(西村英一君紹介)(第一六九二号)
同(八田貞義君紹介)(第一七一三―
同(河野正君紹介)(第一七三十一号)
公衆浴場の健全経営維持管理の特
別措置に関する請願(澁谷直藏君紹
介)(第一五七一―
同(八田貞義君紹介)(第一五七二号)
同(藤枝泉介君紹介)(第一五七三―
同(栗山秀君紹介)(第一五七四号)
同(森下國雄君紹介)(第一五七五号)
同(天野光晴君紹介)(第一五九二号)
同(中村梅吉君紹介)(第一五九三―
同(川島正次郎君紹介)(第一六〇五
号)
同(田村元君紹介)(第一六〇六号)
同(坂田英一君紹介)(第一六五六号)
同(四宮久吉君紹介)(第一六五七号)
同(田中榮一君紹介)(第一六五八号)
同(濱地文平君紹介)(第一六五九号)
同(青木正君外一名紹介)(第一六八
一―

同(荒松清十郎君外一名紹介)(第一六八二二號)
同(大石武一君紹介)(第一六八三三號)
同(福永健司君外一名紹介)(第一六八四四號)
同(松山千恵子君外一名紹介)(第一六八五五號)
同(南好雄君紹介)(第一六八六六號)
同(山手満男君紹介)(第一六八七七號)
同(岡崎英城君紹介)(第一七一〇號)
同(川崎秀二君紹介)(第一七一十一號)
同(増田甲子七君紹介)(第一七九三三號)
同(唐澤俊樹君紹介)(第一八五八八號)
緊急就労対策事業の打切り反対に関する請願(井手以誠君紹介)(第一五七六六號)
同(井手以誠君紹介)(第一五九七七號)
同(井手以誠君紹介)(第一六二二二號)
同(井手以誠君紹介)(第一六六〇〇號)
同(井手以誠君紹介)(第一六九六六號)
同(井手以誠君紹介)(第一七二九二號)
同(井手以誠君紹介)(第一七五二二號)
同(井手以誠君紹介)(第一七九九二號)
同(井手以誠君紹介)(第一八一九九號)
同(井手以誠君紹介)(第一八六六六號)
かつお漁業従事者の失業保険適用に関する請願(森本靖君紹介)(第一五八九九號)
公衆浴場の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(吉村吉雄君紹介)(第一五九四四號)
戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(壽原正一君紹介)(第一五九五五號)
同(岡崎英城君紹介)(第一七〇九九號)
療術の制度化に関する請願(有田喜一君紹介)(第一六〇四四號)
同(岡崎英城君紹介)(第一六三三三號)
同(井岡大治君紹介)(第一六三三三號)
同(石野久男君紹介)(第一六三三四號)
同(落合寛茂君紹介)(第一六三五五號)
同(勝澤芳雄君紹介)(第一六三六六號)
同(勝岡田清一君紹介)(第一六三七七號)
同(川俣清音君紹介)(第一六三八八號)
同(久保三郎君紹介)(第一六三九九號)
同(久保田鶴松君紹介)(第一六四〇〇號)
同(久保田豊君紹介)(第一六四一一號)
同(栗林三郎君紹介)(第一六四二二號)
同(實川清之君紹介)(第一六四三三號)
同(島口重次郎君紹介)(第一六四四四號)
同(島上善五郎君紹介)(第一六四五五號)
同(戸叶里子君紹介)(第一六四六六號)
同(西村関一君紹介)(第一六四七七號)
同(野口忠夫君紹介)(第一六四八八號)
同(野原覺君紹介)(第一六四九九號)
同(長谷川保君紹介)(第一六五〇〇號)
同(前田榮之助君紹介)(第一六五一五五號)
同(松本七郎君紹介)(第一六五二二號)
同(山口シヅエ君紹介)(第一六五三三號)
同(山田耻目君紹介)(第一六五四四號)
同(上林山榮吉君紹介)(第一六五五五號)
同(吉村吉雄君紹介)(第一八〇二二號)
同(亀山孝一君紹介)(第一八一五五號)
同(加藤精三君紹介)(第一八五七七號)
P・T師法の制定及びあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の改正等に関する請願(山口喜久一郎君紹介)(第一六〇八八號)
同(坊秀男君紹介)(第一七六七七號)
厚生年金保険法の老齢年金給付額引上げに関する請願(河野正君紹介)(第一六五五五號)
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(細谷治嘉君紹介)(第一六六一一號)
同(田口誠治君紹介)(第一七五〇〇號)
同(多賀谷真稔君紹介)(第一七七七五五號)
同(河野正君紹介)(第一八〇〇〇號)
同(鈴木茂三郎君紹介)(第一八六五五號)
看護人の名称改正に関する請願(河野正君紹介)(第一七三〇〇號)
全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(堀島雄君紹介)(第一七五一一五五號)
同(外八十九件(檜崎弥之助君紹介)(第一七七四四四號)
同(原茂君紹介)(第一七七五五五號)
同(多賀谷真稔君紹介)(第一七七六六六號)
同(外四十八件(河野正君紹介)(第一八〇一一一號)
同(外八十三件(河野正君紹介)(第一八六四四四號)
国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願(久保田豊君紹介)(第一七七一一一號)
同(和田博雄君紹介)(第一七七二二二號)
同(外一件(岡田春夫君紹介)(第一八〇三三三號)
同(外五件(松浦定義君紹介)(第一八〇四四四號)
同(山内広君紹介)(第一八二一一一號)
同(外一件(原茂君紹介)(第一八二二二二號)
同(川俣清音君紹介)(第一八三三三三號)
同(外二件(原茂君紹介)(第一八三三七七七號)
同(八木昇君紹介)(第一八三八八八號)
同(湯山勇君紹介)(第一八三九九九號)
同(外三百六十一件(永井勝次郎君紹介)(第一八七〇〇〇號)
同(外十三件(八木昇君紹介)(第一八七一一一號)
身体障害者に対する義務雇用及び完全就業等に関する請願(黒田壽男君紹介)(第一八三四四四號)
同(江田三郎君紹介)(第一八六七七七號)
理学療法士及び作業療法士の制度化に関する請願(田邊國男君紹介)(第一八三三三三號)
失業者就労事業紹介対象者の賃金引き上げ等に関する請願(砂田重民君紹介)(第一八五九九九號)
国有林労働者の待期制度の制度化に関する請願(外十六件(芳賀貢君紹介)(第一八六八八八號)
療術の制度化に関する請願(天野光晴君紹介)(第一八八〇〇〇號)
同(今松治郎君紹介)(第一八八一一一一號)
同(白井莊一君紹介)(第一八八二二二號)
同(大高康君紹介)(第一八八三三三號)
同(金丸信君紹介)(第一八八四四四號)
同(鴨田宗一君紹介)(第一八八五五五號)
同(鈴木善幸君紹介)(第一八八六六六號)
同(關谷勝利君紹介)(第一八八七七七號)
同(渡海元三郎君紹介)(第一八八八八八號)
同(登坂重次郎君紹介)(第一八八八八八號)
同(中山榮一君紹介)(第一八九〇〇〇號)
同(毛利松平君紹介)(第一八九一一一號)
同(栗山秀君紹介)(第一八九二二二號)
同(渡辺美智雄君紹介)(第一八九三三三號)
同(伊東正義君紹介)(第一九四三三三號)
同(今松治郎君紹介)(第一九四四四四號)
同(大石八治君紹介)(第一九四五五五號)
同(大倉三郎君紹介)(第一九四六六六號)
同(金丸信君紹介)(第一九四七七七號)
同(鴨田宗一君紹介)(第一九四八八八號)
同(菅野和太郎君紹介)(第一九四九九九號)
同(齋藤邦古君紹介)(第一九五〇〇〇號)
同(始関伊平君紹介)(第一九五一一一號)
同(關谷勝利君紹介)(第一九五二二二號)
同(田中伊三次君紹介)(第一九五三三三號)
同(高橋清一郎君紹介)(第一九五四四四號)
同(千葉三郎君紹介)(第一九五五五五號)
同(中川俊思君紹介)(第一九五六六六號)
同(中村幸八君紹介)(第一九五七七七號)
同(西村直己君紹介)(第一九五八八八號)
同(亘四郎君紹介)(第一九五九九九號)
同(今松治郎君紹介)(第一九八六六六號)
同(池田正之輔君紹介)(第一九八七七七號)
同(白井莊一君紹介)(第一九八八八八號)
同(大久保武雄君紹介)(第一九八九九九九號)
同(金丸信君紹介)(第一九九〇〇〇號)
同(河野正君紹介)(第一九九一一一號)
同(小泉純也君紹介)(第一九九二二二號)
同(佐藤洋之助君紹介)(第一九九三三三號)

三六

(同)關谷勝利君紹介(第一九四號)
同(田中伊三次君紹介)(第一九九五
号)

同塚原俊郎君紹介(第一九六六号)
同(丹羽喬四郎君紹介)(第一九九七
号)

同(橋本登美三郎君紹介)(第一九九
八号)

同外二件(三木喜夫君紹介)(第一九
九九号)

同(森山欽司君紹介)(第二〇〇〇号)
同(渡邊良夫君紹介)(第二〇〇一
号)

同(植木庚子郎君紹介)(第二〇五一
号)

同(小島徹三君紹介)(第二二三三
号)

同(五島虎雄君紹介)(第二二三三
号)

勤員生徒犠牲者援護に関する請願
(合川和穂君紹介)(第一八九四
号)

らい予防法の改正等に関する請願
(龜山孝一君紹介)(第一八九六
号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第一九一九
号)

同(黒田壽男君紹介)(第一九二〇
号)

同(島口重次郎君紹介)(第一九二
一

号)

同外一件(長谷川保君紹介)(第一九
二二

号)

同(山花秀雄君紹介)(第一九二三
号)

同(米内山義一郎君紹介)(第一九二
四

号)

同外三件(勝岡田清一君紹介)(第二
〇〇八

号)

同(木村武千代君紹介)(第二〇八
八

号)

緊急就労対策事業の打切り反対に關する請願(井手以誠君紹介)(第一八九九
号)

同(井手以誠君紹介)(第一九五五
号)

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医療等に關する法律改正に關する請願(栗林三郎君紹介)(第一九〇〇
号)

国有林労働者の差別待遇撤廃等に關する請願外四件(八木昇君紹介)(第一九〇一
号)

同外十四件(安井吉典君紹介)(第一九六六
号)

同外十一件(下平正一君紹介)(第二〇一四
号)

同外三件(山内広君紹介)(第二〇一五
号)

駐留軍労働者の雇用安定等に關する請願(平岡忠次郎君紹介)(第一九一〇
号)

同(山花秀雄君紹介)(第一九一一
号)

同(秋山德雄君紹介)(第二〇〇二
号)

同(野間千代三君紹介)(第二〇〇三
号)

公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に關する請願(關谷勝利君紹介)(第一九二六
号)

同(田中伊三次君紹介)(第一九三八
号)

同(春日一幸君紹介)(第二二三三
号)

同(藏内修治君紹介)(第二二三四
号)

同(原健三郎君紹介)(第二二三五
号)

進行性筋萎縮症児救済に關する請願(田中正巳君紹介)(第一九二七
号)

同(白濱仁吉君紹介)(第二〇四九
号)

同(山口長治郎君紹介)(第二〇五〇
号)

全国一律最低賃金制の即時法制化に關する請願(松本七郎君紹介)(第一九二八
号)

同外一件(滝井義高君紹介)(第二二二八
号)

同(桜井茂尚君紹介)(第二二三九
号)

同(山口丈太郎君紹介)(第二二三〇
号)

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(今松治郎君紹介)(第二一八八号)

同(大倉三郎君紹介)(第二一六九号)

同(佐伯宗義君紹介)(第二一七〇号)

同(進藤一馬君紹介)(第二一七一号)

同(高瀬傳君紹介)(第二一七二号)

同(高橋清一郎君紹介)(第二一七三号)

同(高橋等君紹介)(第二一七四号)

同(谷垣專一君紹介)(第二一七五号)

同(寺島隆太郎君紹介)(第二一七六号)

同(中村寅太郎君紹介)(第二一七七号)

同(永山忠則君紹介)(第二一七八号)

同(福田繁芳君紹介)(第二一七九号)

同(藤本孝雄君紹介)(第二一八〇号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、一時金の不均衡是正に關する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二一九五号)

同(植木庚子郎君紹介)(第二一九六号)

同(小川半次君紹介)(第二一九七号)

同(大平正芳君紹介)(第二一九八号)

同(菅野和太郎君紹介)(第二一九九号)

同(小枝一雄君紹介)(第二二〇〇号)

同(河本敏夫君紹介)(第二二〇一号)

同(鎌谷直藏君紹介)(第二二〇二号)

同(正力松太郎君紹介)(第二二〇三号)

同(白濱仁吉君紹介)(第二二〇四号)

同(關谷勝利君紹介)(第二二〇五号)

同(田中龍夫君紹介)(第二二〇六号)

同(田村良平君紹介)(第二二〇七号)

同(竹下登君紹介)(第二二〇八号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第二二〇九号)

同(中川俊思君紹介)(第二三一〇号)

同(中島茂喜君紹介)(第二三一一号)

同(西村英一君紹介)(第二三一二号)

同(野見山清造君紹介)(第二三一二三三)

同(原健三郎君紹介)(第二三一二四四)

同(松田竹千代君紹介)(第二三一二五五)

同(松山千恵子君紹介)(第二三一二六六)

同(渡邊良夫君紹介)(第二三一二七七)

同(秋田大助君紹介)(第二三一二八八)

同(井原岸高君紹介)(第二三一二九九)

同(宇野宗佑君紹介)(第二三四四六六)

同(田中六助君紹介)(第二三四四七七)

同(高見三郎君紹介)(第二三四四八八)

同(中馬辰猪君紹介)(第二三四四九九)

同(渡海元三郎君紹介)(第二三四五〇〇)

同(藤井勝志君紹介)(第二四五一〇)

同(古川文吉君紹介)(第二四五二二)

同(保科善四郎君紹介)(第二四五三三)

同(森下元晴君紹介)(第二四五四四)

同(小沢辰男君紹介)(第二五三三六)

同(齋藤邦吉君紹介)(第二五三七七)

同(砂田重民君紹介)(第二五三七八)

同(田口長治郎君紹介)(第二五三八八)

同(有田喜一君紹介)(第二六〇八八)

同(井村重雄君紹介)(第二六六六七)

同(久野忠治君紹介)(第二六六八八)

同(草野一郎平君紹介)(第二六六八九)

同(笹山茂太郎君紹介)(第二六七〇)

同(田邊國男君紹介)(第二六七一一)

同(粟山秀君紹介)(第二六七二二)

戦傷病者中央援護福祉施設建設費助成に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二三一八八号)

同(植木庚子郎君紹介)(第二三一九九)

同(小川半次君紹介)(第二三二〇〇)

同(大平正芳君紹介)(第二三二二二)

同(菅野和太郎君紹介)(第二三二二三)

同(小枝一雄君紹介)(第二三二三三)

同(小島徹三君紹介)(第二三二三四)

同(河本敏夫君紹介)(第二三二三五)

同(鎌谷直藏君紹介)(第二三三三六)

同(正力松太郎君紹介)(第二三三七七)

同(白濱仁吉君紹介)(第二三三八八)

同(關谷勝利君紹介)(第二三三八九)

同(田中龍夫君紹介)(第二三三九〇)

同(田村良平君紹介)(第二三三九一)

同(竹下登君紹介)(第二三三九二)

同(地崎宇三郎君紹介)(第二三三九三)

同(中川俊思君紹介)(第二三三九四)

同(中島茂喜君紹介)(第二三三九五)

同(野見山清造君紹介)(第二三三九六)

同(原健三郎君紹介)(第二三三九七)

同(松田竹千代君紹介)(第二三三九八)

同(渡邊良夫君紹介)(第二三三九九)

同(秋田大助君紹介)(第二三四五〇)

同(井原岸高君紹介)(第二三四五一)

同(宇野宗佑君紹介)(第二三四五二)

同(田中六助君紹介)(第二三四五三)

同(高見三郎君紹介)(第二三四五四)

同(中馬辰猪君紹介)(第二三四五五)

同(渡海元三郎君紹介)(第二三四五六)

同(藤井勝志君紹介)(第二三四五七)

同(古川文吉君紹介)(第二三四五八)

同(保科善四郎君紹介)(第二三四五九)

同(森下元晴君紹介)(第二三四六〇)

同(小沢辰男君紹介)(第二三四六一)

同(齋藤邦吉君紹介)(第二三四六二)

同(砂田重民君紹介)(第二三四六三)

同(田口長治郎君紹介)(第二三四六四)

同(有田喜一君紹介)(第二三四六五)

同(井村重雄君紹介)(第二三四六六)

同(久野忠治君紹介)(第二三四六七)

同(草野一郎平君紹介)(第二三四六八)

同(中馬辰猪君紹介)(第二四六一一)

同(渡海元三郎君紹介)(第二四六二二)

同(藤井勝志君紹介)(第二四六三三)

同(古川文吉君紹介)(第二四六四四)

同(保科善四郎君紹介)(第二四六五五)

同(森下元晴君紹介)(第二四六六六)

同(小沢辰男君紹介)(第二四六六七)

同(齋藤邦吉君紹介)(第二四六七八)

同(砂田重民君紹介)(第二四六八九)

同(田口長治郎君紹介)(第二四七〇〇)

同(今松治郎君外一名紹介)(第二四五四三三)

同(井村重雄君紹介)(第二四七三三)

同(久野忠治君紹介)(第二四七四四)

同(笹山茂太郎君紹介)(第二四七五五)

同(田邊國男君紹介)(第二四七六六)

同(粟山秀君紹介)(第二四七七七)

戦傷病者特別援護法の改正に關する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二三四〇号)

同(植木庚子郎君紹介)(第二三四一〇)

同(小川半次君紹介)(第二三四二二)

同(菅野和太郎君紹介)(第二三四三三)

同(小枝一雄君紹介)(第二三四四四)

同(小島徹三君紹介)(第二三四五五)

同(河本敏夫君紹介)(第二三四六六)

同(鎌谷直藏君紹介)(第二三四六七)

同(正力松太郎君紹介)(第二三四七八)

同(白濱仁吉君紹介)(第二三四八九)

同(關谷勝利君紹介)(第二三四九〇)

同(田中龍夫君紹介)(第二三四九一)

同(田村良平君紹介)(第二三四九二)

同(竹下登君紹介)(第二三四九三)

同(地崎宇三郎君紹介)(第二三四九四)

同(中川俊思君紹介)(第二三四九五)

同(中島茂喜君紹介)(第二三四九六)

同(野見山清造君紹介)(第二三四九七)

同(原健三郎君紹介)(第二三四九八)

同(松田竹千代君紹介)(第二三四九九)

同(渡邊良夫君紹介)(第二三五〇〇)

同(秋田大助君紹介)(第二三五〇一)

同(井原岸高君紹介)(第二三五〇二)

同(宇野宗佑君紹介)(第二三五〇三)

同(田中六助君紹介)(第二三五〇四)

同(高見三郎君紹介)(第二三五〇五)

同(竹下登君紹介)(第二三五三〇)

同(地崎宇三郎君紹介)(第二三五四一)

同(中島茂喜君紹介)(第二三五五二)

同(野見山清造君紹介)(第二三五五三)

同(原健三郎君紹介)(第二三五五七)

同(松田竹千代君紹介)(第二三五五八)

同(渡邊良夫君紹介)(第二三五六〇)

同(秋田大助君紹介)(第二三五六七)

同(井原岸高君紹介)(第二三五六八)

同(宇野宗佑君紹介)(第二三五六九)

同(押谷富三君紹介)(第二三七七〇)

同(田中六助君紹介)(第二三七七一)

同(高見三郎君紹介)(第二三七七二)

同(中馬辰猪君紹介)(第二三七七三)

同(渡海元三郎君紹介)(第二三七七四)

同(藤井勝志君紹介)(第二三七七五)

同(古川文吉君紹介)(第二三七七六)

同(保科善四郎君紹介)(第二三七七七)

同(森下元晴君紹介)(第二三七七八)

同(小沢辰男君紹介)(第二三七七九)

同(齋藤邦吉君紹介)(第二三七八〇)

同(砂田重民君紹介)(第二三七八一)

同(田口長治郎君紹介)(第二三七八二)

同(今松治郎君外一名紹介)(第二五四八八号)

同(有田喜一君紹介)(第二六〇九〇)

同(井村重雄君紹介)(第二六七八八)

同(久野忠治君紹介)(第二六七八九)

同(草野一郎平君紹介)(第二六八八〇)

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その二) 福島地方事務局常葉出張所存置に関する請願外二千七百六十五請願

一三一八

- 同(笹山茂太郎君紹介)(第二六八二号)
同(粟山秀君紹介)(第二六八二号)
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二三六二号)
同(植木庚子郎君紹介)(第二三六二号)
同(小川半次君紹介)(第二三六三号)
同(菅野和太郎君紹介)(第二三六四号)
同(小島徹三君紹介)(第二三六五号)
同(正力松太郎君紹介)(第二三六六号)
同(關谷勝利君紹介)(第二三六七号)
同(田中龍夫君紹介)(第二三六八号)
同(谷川和徳君紹介)(第二三六九号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第二三七〇号)
同(原健三郎君紹介)(第二三七一号)
同(松山千恵子君紹介)(第二三七二号)
同(渡邊良夫君紹介)(第二三七三号)
同(秋田大助君紹介)(第二四七九号)
同(井原岸高君紹介)(第二四八〇号)
同(田中六助君紹介)(第二四八一号)
同(高見三郎君紹介)(第二四八二号)
同(中馬辰猪君紹介)(第二四八三号)
同(古川丈吉君紹介)(第二四八四号)
同(小沢辰男君紹介)(第二四八九号)
同(砂田重民君紹介)(第二五〇号)
同(今松治郎君外一名紹介)(第二五五二号)
同(井村重雄君紹介)(第二六八三号)
同(笹山茂太郎君紹介)(第二六八四号)
同(田邊國男君紹介)(第二六八五号)
同(辻寛一君紹介)(第二六八六号)
- 同(粟山秀君紹介)(第二六八七号)
公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(赤松勇君紹介)(第二四一八号)
同(岩動道行君紹介)(第二四一九号)
同(高橋順一君紹介)(第二四二〇号)
同(中垣國男君紹介)(第二四二二号)
同(砂田重民君紹介)(第二四二四号)
同(金丸信君紹介)(第二四二五号)
同(佐藤觀次郎君紹介)(第二四九三三号)
同(竹内黎一君紹介)(第二四九四号)
同(宇都宮徳馬君紹介)(第二四九四号)
同(上村千一郎君紹介)(第二四九四号)
同(西村直己君紹介)(第二四九六号)
同(福井勇君紹介)(第二四九七号)
同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二四九八号)
同(早稲田柳右エ門君紹介)(第二四九八号)
理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置に関する請願(小川半次君紹介)(第二四二四号)
看護人の名称改正に関する請願(小平久雄君紹介)(第二四二五号)
国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願外十七件(八木昇君紹介)(第二四九七号)
同(稲兼次郎君紹介)(第二四九七号)
同(稲兼次郎君紹介)(第二四九七号)
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(河野正君紹介)(第二四九五号)
看護職員の労働条件改善等に関する請願外一件(五島虎雄君紹介)(第二四九五号)
同(秋山徳雄君紹介)(第二四九五号)
生活保護基準の引き上げ等に関する請願(齋藤邦吉君紹介)(第二四九五七号)
- 療術の制度化に関する請願(成田知巳君紹介)(第二四九八号)
駐留軍労働者の雇用安定等に関する請願(秋山徳雄君紹介)(第二四九八号)
同(重盛寿治君紹介)(第二四九八号)
同(山田趾目君紹介)(第二四九八号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、一時金の不均等は正に關する請願(江崎真澄君紹介)(第二四九八号)
同外二件(木村俊夫君紹介)(第二四九八号)
同(松浦周太郎君紹介)(第二四九八号)
同(青木正君紹介)(第二四九八号)
同(奥野誠亮君紹介)(第二四九八号)
同(坂田道太君紹介)(第二四九八号)
戦傷病者中央援護福祉施設建設費助成に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二四九八号)
同外二件(木村俊夫君紹介)(第二四九八号)
同(松浦周太郎君紹介)(第二四九八号)
同(青木正君紹介)(第二四九八号)
同(奥野誠亮君紹介)(第二四九八号)
同(坂田道太君紹介)(第二四九八号)
同(荒松清十郎君紹介)(第二四九八号)
戦傷病者特別援護法の改正に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二四九八号)
同外二件(木村俊夫君紹介)(第二四九八号)
同(松浦周太郎君紹介)(第二四九八号)
同(奥野誠亮君紹介)(第二四九八号)
- 同(坂田道太君紹介)(第二四九八号)
同(荒松清十郎君紹介)(第二四九八号)
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第二四九八号)
同(青木正君紹介)(第二四九八号)
同(奥野誠亮君紹介)(第二四九八号)
同(坂田道太君紹介)(第二四九八号)
同(江崎真澄君紹介)(第二四九八号)
同外二件(木村俊夫君紹介)(第二四九八号)
同(予防法の改正に関する請願(龜山幸一君紹介)(第二四九八号)
療術の制度化に関する請願(天野公義君紹介)(第二四九八号)
同(蔵内修治君紹介)(第二四九八号)
同(四宮久吉君紹介)(第二四九八号)
同(田中正巳君紹介)(第二四九八号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第二四九八号)
同(中島茂喜君紹介)(第二四九八号)
同(野見山清造君紹介)(第二四九八号)
同外六件(藤尾正行君紹介)(第二四九八号)
同外一件(神田博君紹介)(第二四九八号)
同(櫻内義雄君紹介)(第二四九八号)
同外四件(戸叶里子君紹介)(第二四九八号)
同(中村高一君紹介)(第二四九八号)
同(肥田次郎君紹介)(第二四九八号)
同外四件(森下國雄君紹介)(第二四九八号)
同外三件(山田長司君紹介)(第二四九八号)
同外三件(渡辺美智雄君紹介)(第二四九八号)
- 同外三件(稻富稔人君紹介)(第二四九八号)
同(内海安吉君紹介)(第二四九八号)
同(橋路節雄君紹介)(第二四九八号)
同(進藤一馬君紹介)(第二四九八号)
同外三件(高瀬傳君紹介)(第二四九八号)
同外二件(西村榮一君紹介)(第二四九八号)
同(金子一平君紹介)(第二四九八号)
同(金丸徳重君紹介)(第二四九八号)
同(理学療法士及び作業療法士の法制化に関する請願外三十三件(小川半次君紹介)(第二四九八号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二四九八号)
同(春日一幸君紹介)(第二四九八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第二四九八号)
同(伊藤よし子君紹介)(第二四九八号)
公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(中野四郎君紹介)(第二四九八号)
同(神田博君紹介)(第二四九八号)
同(永山忠則君紹介)(第二四九八号)
同(横山利秋君紹介)(第二四九八号)
生活保護基準の引き上げ等に関する請願(大原亨君紹介)(第二四九八号)
同(大原亨君紹介)(第二四九八号)
同外二件(中川俊思君紹介)(第二四九八号)
結核対策の充実に關する請願外二件(大原亨君紹介)(第二四九八号)
請願(横山利秋君紹介)(第二四九八号)
同(石橋政嗣君紹介)(第二四九八号)

- 同(田口誠治君紹介)(第三〇二一號)
同外一件(山内広君紹介)(第三〇二二號)
駐留軍労働者の雇用安定等に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二八二七號)
同(泊谷裕夫君紹介)(第二八二八號)
同(野間千代三君紹介)(第二八二九號)
同(畑和君紹介)(第二八三〇號)
同(大出俊君紹介)(第二九〇三號)
同(米内山義一郎君紹介)(第二九〇四號)
同(大村邦夫君紹介)(第三〇一三號)
国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願外十二件(八木昇君紹介)(第二八三二號)
同外十二件(八木昇君紹介)(第二九〇六號)
同外十八件(八木昇君紹介)(第二九七三號)
同外九件(八木昇君紹介)(第三〇一四號)
看護人の名称改正に関する請願(白井莊一君紹介)(第二八七五號)
同(始関伊平君紹介)(第二八七六號)
業務上の災害による外傷性せき腫障害者援護に関する請願(田邊國男君紹介)(第二九六五號)
同外十八件(田原春次君紹介)(第三〇四四號)
全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(前田榮之助君紹介)(第二九六七號)
看護職員の労働条件改善等に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三〇四三號)
- 理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置に関する請願(藤本孝雄君紹介)(第三〇四五號)
公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(浦野幸男君紹介)(第三〇六八號)
同(穂積七郎君紹介)(第三二三八號)
同(野原正勝君紹介)(第三二七九號)
同(中曾根康弘君紹介)(第三二六六號)
同(笹山茂太郎君紹介)(第三三六三號)
戦争犯罪裁判関係者の補償に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三〇七〇號)
同(中村寅太郎君紹介)(第三二二七號)
療術の制度化に関する請願外四件(森山欽司君紹介)(第三〇七一號)
同(黒金泰美君紹介)(第三二〇八號)
同(古川丈吉君紹介)(第三二〇九號)
国有林労働者の差別待遇撤廃等に関する請願外八件(八木昇君紹介)(第三〇七二號)
石淵ダム建設に伴う補償関係者救済に関する請願(千葉七郎君紹介)(第三一六二號)
戦傷病者特別援護法の改正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七〇號)
同(松野頼三君紹介)(第三二七一號)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七七號)
同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七八號)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二六號)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二七號)
戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、一時金の不均衡是正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三一七二號)
- 同(松野頼三君紹介)(第三一七三號)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三一七三號)
同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七四號)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二二號)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二三號)
戦傷病者中央援護福祉施設建設費助成に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三一七四號)
同(松野頼三君紹介)(第三二七五號)
同(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七五號)
同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七六號)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二四號)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二五號)
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三二七六號)
同(松澤雄蔵君紹介)(第三二七九號)
同(赤澤正道君紹介)(第三三二八號)
同(大坪保雄君紹介)(第三三二九號)
理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置に関する請願(菅野和太郎君紹介)(第三二四三號)
全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(村山喜一君紹介)(第三二四四號)
公衆浴場営業用上水道及び下水道料金減免に関する請願(篠岡兵輔君紹介)(第三二八四號)
同(四宮久吉君紹介)(第三三三五號)
同(矢野公義君紹介)(第三三七二號)
生活保護基準の引き上げ等に関する請願(正井啓次郎君紹介)(第三三三八號)
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三三三九號)
- 戦傷病者中央援護福祉施設建設費助成に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三三九七號)
戦傷病者特別援護法の改正に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三三九八號)
同(登坂重次郎君紹介)(第三四三三號)
戦傷病者の妻に対する特別給付金支給に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三三九九號)
同(登坂重次郎君紹介)(第三四三四號)
公衆浴場営業用上水道及び下水道料金減免に関する請願(推熊三郎君紹介)(第三四一三號)
同(田口長治郎君紹介)(第三四一四號)
同(坂田英一君紹介)(第三四四二號)
同(福永健司君外一名紹介)(第三五九二號)
公衆浴場業の健全経営維持管理の特別措置に関する請願外一件(江崎真澄君紹介)(第三四一五號)
同(加藤清二君紹介)(第三四三八號)
同(佐々木義武君紹介)(第三四三九號)
同(鈴木善幸君紹介)(第三六五八號)
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(小林進君紹介)(第三四一六號)
同(島上善五郎君紹介)(第三五〇八號)
同(加賀田進君紹介)(第三六六〇號)
理学療法士及び作業療法士の法制化に伴う経過措置に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第三四三六號)
同(唐澤俊樹君紹介)(第三五〇七號)
同(吉川久衛君紹介)(第三六六一號)
- 理学療法士及び作業療法士の制度化に関する請願外十四件(宇野宗佑君紹介)(第三四三七號)
全国一律最低賃金制実施に関する請願(天野光晴君紹介)(第三四五八號)
療術の制度化に関する請願(和爾俊二郎君紹介)(第三四五九號)
同(安藤晃君紹介)(第三五七四號)
同(石田博英君紹介)(第三五七五號)
同(小沢辰男君紹介)(第三五七六號)
同(島村一郎君紹介)(第三五七七號)
同(関谷勝利君紹介)(第三五七八號)
同(高見三郎君紹介)(第三五七九號)
同(中村庸一郎君紹介)(第三五八〇號)
同(永山忠則君紹介)(第三五八一號)
同(野呂恭一君紹介)(第三五八二號)
同(八田貞義君紹介)(第三五八三號)
同(原田寛君紹介)(第三五八四號)
同(水田三喜男君紹介)(第三五八五號)
同(三田村武夫君紹介)(第三五八六號)
同(毛利松平君紹介)(第三五八七號)
同(山田彌一君紹介)(第三五八八號)
同(山村新治郎君紹介)(第三五八九號)
父子家庭の援護に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三四八九號)
P・T師法の制定及びあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の改正等に関する請願(白井莊一君紹介)(第三五三三號)
全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(川上賢一君紹介)(第三五三三號)
動員学徒犠牲者の援護に関する請願(上村千一郎君紹介)(第三六五三號)

Index

同外一件（森本靖君紹介）（第四五—五号）

- 同(山中吾郎君紹介)(第四五一六号)
同外一件(石橋政嗣君紹介)(第四五六一号)
同(野口忠夫君紹介)(第四五九七号)
同(公衆浴場の健全経営維持管理の特別措置に関する請願(石田博英君紹介)(第四五〇八号)
同(大坪保雄君紹介)(第四五九六号)
老人の福祉対策に関する請願(今澄勇君紹介)(第四五四四号)
生活保護基準の引き上げ等に関する請願(加藤常太郎君紹介)(第四五四五号)
じん肺法の一部改正等に関する請願外二件(橋本龍太郎君紹介)(第四六〇九号)
全国一律最低賃金制の確立に関する請願(加藤清二君紹介)(第四六一〇号)
同(加藤進君紹介)(第四六三三号)
同外一件(川上實一君紹介)(第四六六四号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四六六五号)
同外一件(林百郎君紹介)(第四六六六号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四八四七号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四八四七号)
原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被害者の医療等に関する法律改正に関する請願(加藤進君紹介)(第四六五九号)
同(川上實一君紹介)(第四六六〇号)
同(谷口善太郎君紹介)(第四六六一号)
同(林百郎君紹介)(第四六六二号)
業務外の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願(金丸徳重君紹介)(第四六六七号)
- 同外一件(瀧谷直藏君紹介)(第四六八号)
同(井手以誠君紹介)(第四七五五号)
同(内田常雄君紹介)(第四七五六号)
同(本島百合子君紹介)(第四八五六号)
業務上の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願(井手以誠君紹介)(第四七五四号)
日雇労働者健康保険制度の改善等に関する請願(原茂君紹介)(第四七五八号)
同(八木一男君紹介)(第四七五九号)
最低生活保障並びに失業対策事業資金の引き上げ等に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八四六号)
全国一律最低賃金制の即時法制化に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八四八号)
全国一律最低賃金制の法制化に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八九四号)
日雇労働者健康保険制度の改善等に関する請願(井谷正吉君紹介)(第四九二六号)
同(神近市子君紹介)(第四九二七号)
同外一件(滝井義高君紹介)(第四九二八号)
業務上の災害による外傷性せき髄障害者援護に関する請願(木部佳昭君紹介)(第四九三二号)
診療報酬引き上げに関する請願外五十五件(野原覺君紹介)(第四九三三二号)
原爆被害者援護に関する請願(田口長治郎君紹介)(第四九六七号)
新産業都市建設に関する請願(田中彰治君紹介)(第一二五号)
- 中小企業近代化促進法指定業種拡大等に関する請願(増田甲子七君紹介)(第一二九二号)
同(原茂君紹介)(第三三〇号)
同(下平正一君紹介)(第三七六号)
同(唐澤俊樹君紹介)(第三七七号)
同(松平忠久君紹介)(第四一五五号)
就業政策の充実強化に関する請願(井原高君紹介)(第二九五五号)
同(藤田高敏君紹介)(第三五四四号)
離島林道事業国庫補助率引き上げに関する請願(池田清志君紹介)(第四二二三号)
上水道事業用電力の特別料金設定に関する請願(二階堂進君紹介)(第四九九九号)
鹿児島地方を中規模地方開発都市として建設促進に関する請願(池田清志君紹介)(第六一四号)
姫路皮革工業協同組合施設近代化に関する請願(田中武夫君紹介)(第一六一七号)
電気工事業登録制度の法制化に関する請願(海部俊樹君紹介)(第一六七三三号)
奄美群島の電気事業に関する請願(伊東隆治君紹介)(第一七六八号)
物価値上げ反対並びに独占価格の引き下げ等に関する請願(栗林三郎君紹介)(第一九三三二号)
同(久保三郎君紹介)(第二三三九号)
同外二十件(桜井茂高君紹介)(第二二四〇号)
同外二件(島口重次郎君紹介)(第二二四一號)
同外八件(田口誠治君紹介)(第二二四二號)
同(泊谷裕夫君紹介)(第二二四三號)
同(野口忠夫君紹介)(第二二四四號)
- 同(畑和君紹介)(第三二四五号)
同(山田睦目君紹介)(第三二四六号)
同外三件(米内山義一郎君紹介)(第三二四七号)
奄美群島の電気事業に関する請願(床次徳二君紹介)(第一九三三三号)
物価値上げ抑制等に関する請願(戸叶里子君紹介)(第三三九五五号)
同(吉村吉雄君紹介)(第二六四九号)
物価値上げ反対並びに独占価格の引き下げ等に関する請願外七件(赤松勇君紹介)(第三三九六号)
同(秋山徳雄君紹介)(第三三九七号)
同外十二件(淡谷悠蔵君紹介)(第三三九八号)
同外二件(井谷正吉君紹介)(第三三九九号)
同外六件(岡田春夫君紹介)(第三四〇〇号)
同(千葉七郎君紹介)(第三四〇一號)
同(川崎寛治君紹介)(第三四〇二號)
同(河上丈太郎君紹介)(第三四〇三號)
同(黒田勝男君紹介)(第三四〇四號)
同(田中武夫君紹介)(第三四〇五號)
同外二件(泊谷裕夫君紹介)(第三四〇六號)
同(堀島雄君紹介)(第三四〇七號)
同外一件(村山喜一君紹介)(第三四〇八號)
同(伊藤よし子君紹介)(第三五〇三三號)
同(大柴滋夫君紹介)(第三五〇四號)
同(金丸徳重君紹介)(第三五〇五號)
同(沢田政治君紹介)(第三五〇六號)
同(多賀谷眞穂君紹介)(第三五〇七號)
同外二件(細谷治嘉君紹介)(第三五〇八號)
- 同外十九件(八木昇君紹介)(第三五〇九号)
同(湯山勇君紹介)(第三五一〇号)
同(和田博雄君紹介)(第三五一二號)
同(勝澤芳雄君紹介)(第三五二二號)
同(川俣清音君紹介)(第三五二三號)
同(河野正君紹介)(第三五六四号)
同外一件(五島虎雄君紹介)(第三五六五号)
同(加藤清二君紹介)(第三五六六号)
同(卜部政巳君紹介)(第三五六七号)
同(佐野憲治君紹介)(第三五六八号)
同外六件(華山親義君紹介)(第三五六九号)
同(原彪君紹介)(第三五七〇号)
同外一件(松井誠君紹介)(第三五七一號)
同外二件(山中日露史君紹介)(第三五七二號)
同外八件(板川正吾君紹介)(第三五六三六号)
同(岡田春夫君紹介)(第三六三七七号)
同外八件(久保田豊君紹介)(第三六三八八号)
同外二件(東海林慈君紹介)(第三六三九号)
同外二件(千葉七郎君紹介)(第三六四〇号)
同外二件(畑和君紹介)(第三六四一號)
同外十一件(肥田次郎君紹介)(第三六四二號)
同外六件(穂積七郎君紹介)(第三六四三號)
同外七件(細迫兼光君紹介)(第三六四四號)
同外三件(松浦定義君紹介)(第三六四五號)

[illegible]

中国經濟貿易展覽会北九州市開催に
関する請願（藏内修治君紹介）（第四
三五七号）

福島地方事務局常葉出帳所存置に関する請願外二千七百六十五請願を一括して議題といたします。

て、各委員会から申出のあつた案件について閉会中審査するの件（議長発議）

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する施策に関する件

君外二十八名提出、衆法第二六号)

長（船田中君） 各委員会において
出のとおり閉会中審査するに御異
りませんか。

を聞かす

はわち、この際、内閣提出、参議
院、民事訴訟法の一部を改正する

民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

切手訴訟ニ関スル特則」に改める。
「書記」及び「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第六條を次のように改める。

第六條 手形又ハ小切手ニ因ル金錢ノ支払ノ請求ヲ目的トスル訴ハ手形又ハ小切手ノ支払地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

昭和三十三年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 民事訴訟法の一部を改正する法律案

第二十一条中「第五条又ハ第七条乃至」を削る。

第二十七条中「第七条」を削る。

第五十条第二項に後段として次のように加える。

第四百五十二条(第四百六十三条

第二項に於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル異議ノ取下又ハ

取下ノ同意亦同ジ

第八十一条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第四百五十二条(第四百六十

三条第二項に於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル異議ノ取

下又ハ取下ノ同意

第四百九十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ関スル判決ニ付テハ裁判所ハ職權ヲ以テ担保ヲ供セズシテ仮執行ヲ為スコトヲ得ベキコトヲ宣言スルコトヲ要ス但シ裁判所相当ト認ムルトキハ仮執行ヲ担保ノ提供ニ要ラシムルコトヲ得

第四百九十六条の次に次の一條を加える。

第九百九十六条ノ二 仮執行ノ宣言ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ又ハ職權ヲ以テ仮執行ノ宣言ヲ為スベキ場合ニ於テ之ヲ為サザリシトキハ裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ補充ノ決定ヲ為ス前条第三項ノ申立ニ付裁判ヲ為サザリシトキ亦同ジ

第九百九十六条第二項ノ規定ハ前項ノ決定ニ之ヲ準用ス

第九百九十七条中「前条」を「第九百九十六条」に改める。

第四百三十一条に次の一項を加える。

手形又ハ小切手ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル請求ニ関スル督促手続ハ前項ノ簡易裁判所又ハ手形若ハ小切手ノ支払地ノ簡易裁判所ノ專屬管轄トス

第四百四十三条の次に次の編名を加える。

第五編ノ二 手形訴訟及小切手訴訟ニ関スル 特則

第四百四十四条から第四百九十六条までを次のように改める。

第四百四十四条 手形ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴訟ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ訴状ニ記載シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第四百四十五条 手形訴訟ニ於テハ反訴ハ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第四百四十六条 手形訴訟ニ於テハ証拠調ハ書証ニ限リ之ヲ為スコトヲ得

文書ノ提出ノ命令又ハ送付ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ対照ノ用ニ供スベキ筆跡又ハ印影ヲ具フル物件ニ付亦同ジ

文書ノ真否又ハ手形ノ呈示ニ関スル事実ニ付テハ申立ニ因リ当事者本人又ハ訴訟ニ於テ当事者ヲ代表

スル法定代理人ヲ訊問スルコトヲ得

証拠調ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得ズ第二百六十二条ノ規定ニ依ル調査ノ嘱託亦同ジ

前各項ノ規定ハ裁判所ガ職權ヲ以テ調査スベキ事項ニハ之ヲ適用セズ

第四百四十七条 原告ハ口頭弁論ノ終結ニ至ル迄被告ノ承諾ヲ要セズシテ訴訟ヲ通常ノ手続ニ移行セシムル旨ノ申述ヲ為スコトヲ得

訴訟ハ前項ノ申述アリタル時ニ於テ通常ノ手続ニ移行スルモノトシ裁判所ハ直ニ其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ被告ニ送達スルコトヲ要ス但シ其ノ申述ガ被告ノ出頭シタル期日ニ於テ口頭ヲ以テ為サレタルモノナルトキハ其ノ送達ハ之ヲ為スコトヲ要セズ

訴訟ガ通常ノ手続ニ移行シタルトキハ手形訴訟ノ為既ニ指定シタル期日ハ通常ノ手続ノ為ニ之ヲ指定シタルモノト看做ス

第四百四十八条 裁判所ハ被告ガ口頭弁論ニ於テ原告ノ主張シタル事実ヲ争ハズ其ノ他何ラノ防禦ノ方法ヲモ提出セザル場合ニ於テハ前条第二項ノ書面ノ送達前ト雖口頭弁論ヲ終結スルコトヲ得

第四百四十九条 請求ノ全部又ハ一部ガ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ為スコトヲ得ザルモノナルトキハ裁判所ハ口頭弁論ヲ經ズシテ判決ヲ以テ訴ノ全部又ハ一部ヲ却下スルコトヲ得

原告ガ前項ノ判決ノ送達アリタル日ヨリ二週間内ニ同項ノ請求ニ付通常ノ手続ニ依リ訴ヲ提起シタルトキハ第二百三十五条ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ訴ノ提起ハ前ノ訴ノ提起ノ時ニ於テ之ヲ為シタルモノト看做ス

第四百五十条 手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ控訴ヲ為スコトヲ得ズ但シ前条第一項ノ判決ヲ除クノ外訴ヲ却下シタル判決ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第四百五十一条 手形訴訟ノ終局判決ニ対シテハ訴ヲ却下シタル判決ヲ除クノ外判決ノ送達アリタル日ヨリ二週間内ニ其ノ判決ヲ為シタル裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得但シ其ノ期間前申立テタル異議ノ効力ヲ妨ゲズ

第四百五十二条 異議ハ通常ノ手続ニ依ル第一審ノ終局判決アル迄之ヲ取下グルコトヲ得

異議ノ取下ハ相手方ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第二百三十六条第三項乃至第六項、第二百三十七条第一項及第二百三十八条ノ規定ハ異議ノ取下ニ之ヲ準用ス

第四百五十三条 異議ヲ申立ツル權利ハ其ノ申立前ニ限り之ヲ拋棄スルコトヲ得

異議申立權ノ拋棄ハ裁判所ニ対スル申述ニ依リテ之ヲ為スコトヲ要ス

第四百五十四条 判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ手形訴訟ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

第四百五十五条 異議ヲ却下シタル第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テハ控訴裁判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス

第四百五十六条 適法ナル異議アリタルトキハ訴訟ハ口頭弁論終結前ノ程度ニ復スルモノトシ其ノ審理及裁判ハ通常ノ手続ニ依リテ之ヲ為ス

第四百五十七条 前条ノ規定ニ依リテ為スベキ判決ガ手形訴訟ノ判決ト符合スルトキハ裁判所ハ手形訴訟ノ判決ヲ認可スルコトヲ要ス但シ手形訴訟ノ判決ノ手続ガ法律ニ違背シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ手形訴訟ノ判決ヲ認可スル場合ヲ除クノ外新判決ニ於テハ手形訴訟ノ判決ヲ取消スコトヲ要ス

第四百五十八条 異議ヲ却下シタル手形訴訟ニ於テ為シタル訴訟費用ノ裁判ヲ認可スル場合ニ於テハ裁判所ハ異議ノ申立アリタル後ノ訴訟費用ニ付裁判ヲ為スコトヲ要ス

第九百九十五条第三項ノ規定ハ手形訴訟ノ判決ニ対シ適法ナル異議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百五十九条 判決ニ事實及理由ヲ記載スルニハ手形訴訟ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

第四百六十条 異議ヲ却下シタル第一審判決ヲ取消ス場合ニ於テハ控訴裁判所ハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ要ス

第四百六十一条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十二条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十三条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十四条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十五条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十六条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十七条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十八条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十九条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十一条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十二条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十三条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十四条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十五条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十六条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十七条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十八条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百七十九条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百八十条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百八十一条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百八十二条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百八十三条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百八十四条 訴訟ノ進行ニ依リテ必要ナル調査ノ嘱託ハ之ヲ為スコトヲ得

第四百六十一条 第三百五十六条第

三項後段ノ規定ニ依リテ提起アリタルモノト看做サルル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ同項前段ノ申立ノ際之ヲ為スコトヲ要ス

第四百六十二条 第四百四十二条第

一項ノ規定ニ依リテ提起アリタルモノト看做サルル訴ニ付テハ手形訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムル旨ノ申述ハ支払命令ノ申立ノ際之ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ申述アリタルトキハ支払命令ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

第四百三十八条第一項ノ規定ニ依

ル仮執行ノ宣言アリタルトキハ第一項ノ申述ハナカリシモノト看做ス

第四百六十三条 小切手ニ因ル金銭

ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ヲ目的トスル訴ニ付テハ小切手訴訟ニ依ル審理及裁判ヲ求ムルコトヲ得

第四百四十四条第二項及第四百四

十五条乃至前条ノ規定ハ小切手訴訟ニ関シテ之ヲ準用ス

第四百九十八条第一項中「提起」の

下に「又ハ第四百五十一条(第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ異議ノ申立」を加え、同条第二項中「確定ハ」の下に「前項ノ期間内ニ」を加え、「其ノ期間内ニ提起スル」を「提起シ又ハ同項ノ異議ヲ申立ツル」に改める。

第五百十二条の次に次の一条を加える。

第五百十二条ノ二 手形又ハ小切手

ニ因ル金銭ノ支払ノ請求及之ニ附帯スル法定利率ニ依ル損害賠償ノ請求ニ付テハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル判決ニ対シ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ原判決ノ取消又ハ変更ノ原因トナルベキ事情ニ付キ疎明アリタルトキニ限り裁判所ハ申立ニ因リ保証ヲ立テシメ若クハ保証ヲ立テシメズシテ強制執行ヲ一時停止ス可キコトヲ命ジ又ハ保証ヲ立テシメテ強制執行ヲ為スコキコトヲ命ジ及ビ保証ヲ立テシメテ其為シタル強制処分ヲ取消ス可キヲ命ズルコトヲ得

第五百条第三項ノ規定ハ此場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル手形訴訟若クハ小切手訴訟ノ判決ニ対シ異議ノ申立アリタル場合又ハ同項ニ掲グル請求ニ付テハ仮執行ノ宣言ヲ付シタル支払命令ニ対シ異議ヲ申立テタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ裁判ハ訴訟記録ガ原裁判所ニ存スル間ハ原裁判所モ亦之ヲ為スコトヲ得

第五百三十一条第二項中「地方裁

判所書記」を「地方裁判所ノ裁判所書記」に改める。

第六百七条中「第九百九十六条第二

項」を「第九百九十六条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に訴えが提起され、又は支払命令が申し立てら

れた事件については、なお従前の例による。

民事訴訟法の一部改正

8 民事訴訟法(明治二十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四条ノ三 民事訴訟法第四百四十九條第二項(同法第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ訴ノ訴状ニ付テハ前ノ訴ノ訴状ニ貼用シタル印紙ト同額ノ印紙ハ之ヲ貼用シタルモノト看做ス

第六條ノ三第二号を次のように

改める。

二 民事訴訟法第四百五十一条

(同法第四百六十三條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ異議ノ申立

〇議長(船田中君) 委員長の報告を求

めます。法務委員長濱野清君。

〔報告書は本号(その一)末尾に掲載〕

〔濱野清君登壇〕

〇濱野清君 ただいま議題となりま

した法律案につきまして、法務委員会

における審議の経過並びに結果を御報

告申し上げます。

本案は、手形及び小切手に関する訴

訟の迅速な処理と、その判決の執行力

の強化等をはかり、もって手形及び小

切手の信用を高めるため、民事訴訟法

の強化等をはかり、もって手形及び小

切手の信用を高めるため、民事訴訟法の一部を改正し、手形及び小切手に関する訴訟についての新たな手続規定を設けようとするものであります。

第一点は、手形金及び年六分の割合の遅延損害金の請求を目的とする訴えについて、手形訴訟という特別な制度を創設し、次のような規定を設けたこととあります。

すなわち、その一に、手形金の支払の請求を目的とする訴えは、手形の支払地の裁判所にも提起できること、その二に、証拠調べを書証に制限し、文書の真否、または手形の呈示に関する事実についての当事者尋問を許すことができること、その三に、原告の請求の当否について行なわれた判決に対しては、敗訴の当事者から、一定の期間内に異議を申し立てることができるとし、その場合には通常の訴訟手続に引き継がれることとしたこととあります。

第二点は、小切手金及び年六分の割合の遅延損害金の請求を目的とする訴えについても、手形訴訟と同様の小切手訴訟により処理すべきものとしたこととあります。

第三点は、原告勝訴の判決について

は、裁判所は、職権で、原則として担保を提供させないで、仮執行の宣言を付すべきものとしたこと、等とあります。

〇議長(船田中君) おはかりいたしま

す。

地方行政委員会から追加の申出の

あつた案件について閉会中審査するの件(議長発議)

〇議長(船田中君) おはかりいたしま

す。

地方行政委員会から、閉会中審査案件の追加の申し出があります。

委員会閉会中審査追加申出案件

地方行政委員会

一、地方行政連絡協議法案(内閣

提出第一六一号)(参議院送付)

あります。その詳細は会議録に譲り

たいと存じます。

かくて、本日、質疑を終了し、討論

あり。採決を行ないましたところ、本

案は全会一致をもって政府原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しまして、自民、社会、民社の各党共同提案により、本法は中小企業者に重大な影響があるの

で、本法の施行にあつては、裁判所は迅速適確に手形上の権利者の権利の実現につとめるよう期待する旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(船田中君) 起立多数。よつ

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地方行政委員会から追加の申出の

あつた案件について閉会中審査

するの件(議長発議)

〇議長(船田中君) おはかりいたしま

す。

地方行政委員会から、閉会中審査案件の追加の申し出があります。

委員会閉会中審査追加申出案件

地方行政委員会

一、地方行政連絡協議法案(内閣

提出第一六一号)(参議院送付)

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 会期終了の議長のあいさつ 請願日程

二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村慈義君外八名提出 衆法第四三三号)

○議長(船田中君) 同委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○議長(船田中君) 諸君、第四十六回国会は本日をもって終了いたします。今国会は、昨年十二月二十日に召集されて以来、延長を含めて百九十日間に及ぶ長期の国会でありました。この間、諸君は終始熱心かつ慎重に諸案件の審議を尽くされた結果、本年度総予算をはじめ幾多の重要案件を議了することができました。まことに御同慶の至りにたえません。(拍手)

ここに、諸君の連日の御労苦に対し、深く敬意を表するとともに、議長に寄せられました多大の御協力に対し、衷心より感謝の意を表する次第であります。(拍手)

各位におかれましては、今後も御自愛の上、国家のため一そう御健闘あらんことを切望してやみません。(拍手)

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたします。

午後九時二十四分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君
通商産業大臣 福田 一君
郵政大臣 古池 信三君
自治大臣 赤澤 正道君
國務大臣 宮澤 喜一君

請願日程

(法務委員会)

- 一 福島地方法務局常葉出張所存置に関する請願(齋藤邦吉君外一名紹介)(第七七号)
- 二 同(伊東正義君紹介)(第一五五号)
- 三 長野地方法務局遠山出張所存置に関する請願(吉川久衛君紹介)(第一五六号)
- 四 鹿児島地方法務局横川出張所存置に関する請願(池田清志君紹介)(第二二〇号)
- 五 福島地方法務局常葉出張所存置に関する請願(野口忠夫君紹介)(第三〇九号)

六 鹿児島刑務所霧島農場の移管促進に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇二号)

七 鹿児島地方法務局横川出張所存置に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇三号)

八 福島地方法務局竹貫出張所存置に関する請願(澁谷直藏君紹介)(第四三二号)

九 印鑑法の制定に関する請願(二階堂進君紹介)(第四九〇号)

一〇 青森県鶴田町に法務局出張所設置に関する請願(竹内黎一君紹介)(第一一〇三号)

一一 厚木米海軍航空基地近接地域住民に対する人権侵犯事件の調査に関する請願(大出俊君外四名紹介)(第一八三三号)

一二 岐阜地方裁判所高山支部庁舎改築に関する請願(金子一平君紹介)(第三八四八号)

一三 同(金子一平君紹介)(第三九七九号)

一四 改正刑法準備草案第三百六十七條に関する請願(田中伊三次君紹介)(第四六四九号)

一五 同(田中伊三次君紹介)(第四七五二号)

一六 同外二件(田中伊三次君紹介)(第四九一九号)

(大蔵委員会)

一 たばこ販売手数料の引き上げに関する請願(白井莊一君紹介)(第一六号)

二 同(福田勉夫君紹介)(第七〇号)

三 同(田中伊三次君紹介)(第一一六号)

四 同(保科善四郎君紹介)(第一六四号)

五 同(植木庚子郎君紹介)(第二二五号)

六 同(加藤高藏君紹介)(第三二六号)

七 同(關谷勝利君紹介)(第三二七号)

八 旧令共済組合加入期間を公的年金制度に通算に関する請願(田川誠一君紹介)(第一八八号)

九 農業用ガソリンに対する揮発油税及び地方道路税の免除等に関する請願(内藤隆君紹介)(第一一七号)

一〇 医療法人の課税は正に関する請願(毛利松平君紹介)(第一一八号)

一一 同(菅野和太郎君紹介)(第二七八号)

一二 政府関係金融機関の資金増額に関する請願(中澤茂二君紹介)(第一八九号)

一三 同(唐澤俊樹君紹介)(第二五九号)

一四 同(羽田武嗣郎君紹介)(第二六〇号)

- 一六 同(和爾俊二郎君紹介)(第二八七号)
- 一七 同(小山長規君紹介)(第三八五号)
- 一八 政府関係金融機関の資金増額に関する請願(原茂君紹介)(第三一四号)
- 一九 同(松平忠久君紹介)(第三一五号)
- 二〇 同(下平正一君紹介)(第三六七号)
- 二一 再就職公務員に対する国家公務員等退職手当法の特例制定に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第四五七号)
- 二二 たばこ販売手数料の引き上げに関する請願(篠田弘作君紹介)(第四六四号)
- 二三 元満洲国政府等職員期間のある非更新共済組合員の在職期間通算に関する請願(毛利松平君紹介)(第五二八号)
- 二四 同外六件(田中龍夫君紹介)(第六二六号)
- 二五 同(田村元君紹介)(第七九五号)
- 二六 同(原茂君紹介)(第八四二号)
- 二七 農業協同組合に対する法人税及び事業税等の撤廃に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第六八四号)
- 二八 砂糖消費税及び関税の減免等に関する請願(春日一幸君紹介)(第八一五号)

昭和三十九年六月二十六日 衆議院會議錄第四十二号(その二) 請願日程

昭和三十九年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その二) 請願日程

- 一〇一 税務職員の守秘義務違反に対する罰則の国税通則法に統一、明記等に関する請願（木村武千代君紹介）（第二五九一号）
 - 一〇二 ガス、石油燃焼器具の物品税減免に関する請願（天野公義君紹介）（第二七〇二号）
 - 一〇三 戦傷病者の国税等減免に関する請願（井村重雄君紹介）（第二七六四号）
 - 一〇四 同（江崎真澄君紹介）（第二七六五号）
 - 一〇五 同外二件（木村俊夫君紹介）（第二九三一号）
 - 一〇六 旧令による共済組合等からの年金制度に関する請願（伊能繁次郎君紹介）（第二八八八号）
 - 一〇七 同（寺島隆太郎君紹介）（第二八八九号）
 - 一〇八 砂糖消費税及び関税の減免等に関する請願（池田清志君紹介）（第三〇九一号）
 - 一〇九 元満州国政府等職員期間のある非更新共済組合員の在職期間通算に関する請願外三件（愛知揆一君紹介）（第三一二七号）
 - 一一〇 同外二件（保科善四郎君紹介）（第三二二八号）
 - 一一一 戦傷病者の国税等減免に関する請願（松澤雄蔵君紹介）（第三二七二号）

 - 一一二 同（赤澤正道君紹介）（第三三二〇号）
 - 一一三 同（大坪保雄君紹介）（第三三二一号）
 - 一一四 豪雪地帯における国税等軽減に関する請願（鈴木善幸君紹介）（第三六一四号）
 - 一一五 国家公務員共済組合法の一部改正に関する請願（安井吉典君紹介）（第三九九〇号）
 - 一一六 同（武藤山治君紹介）（第四〇三四号）
 - 一一七 旧海軍文官の国庫返納退職賞与更訂支給に関する請願（谷垣專一君紹介）（第四二一七号）
 - 一一八 公務員共済組合法の改善に関する請願（平林剛君紹介）（第四五五八号）
 - 一九九 国家公務員共済組合法の改正に関する請願（湯山勇君紹介）（第四五五九号）
 - 一二〇 個人所得税率の引き下げ等に関する請願（小平久雄君紹介）（第四六五三号）
 - 一二一 共済組合掛金率引き上げ反対等に関する請願（川上貫一君紹介）（第四七三八号）
 - 一二二 公務員共済組合法の改善等に関する請願外九件（川上貫一君紹介）（第四八一二号）
 - 一二三 同外一件（谷口善太郎君紹介）（第四八一三号）

（文教委員会）

 - 一 学童の栄養改善に関する請願（小沢辰男君紹介）（第二二一号）
 - 二 同（坂田道太君紹介）（第二二三一号）
 - 三 学校栄養士設置に関する請願（武市恭信君紹介）（第七一号）
 - 四 同（八田貞義君紹介）（第七二四号）
 - 五 同（板井茂尚君紹介）（第一三〇号）
 - 六 同外一件（坊秀男君紹介）（第一三三三号）
 - 七 同（星島二郎君紹介）（第一六五号）
 - 八 同（床次徳二君紹介）（第一六六号）
 - 九 同外七件（阪上安太郎君紹介）（第二〇一号）
 - 一〇 同外四件（今松治郎君外一名紹介）（第二二八号）
 - 一一 同（天野光晴君紹介）（第二二九号）
 - 一二 同（上林山榮吉君紹介）（第二三〇号）
 - 一三 同（増田甲子七君紹介）（第二三二一号）
 - 一四 同（小川半次君紹介）（第二七九号）
 - 一五 義務教育施設に対する国庫補助率並びに起債基準単価の引き上げ等に関する請願（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七七八号）
 - 一六 僻地教育の振興に関する請願（齋藤邦吉君外一名紹介）（第七九号）
 - 一七 僻地教育振興法の一部改正に関する請願（田中彰治君紹介）（第一一九号）
 - 一八 社会教育法の一部改正に関する請願（古川丈吉君紹介）（第一六七号）
 - 一九 小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願（中澤茂一君紹介）（第一九一五号）
 - 二〇 同（唐澤俊樹君紹介）（第二六三三号）
 - 二一 同（羽田武嗣郎君紹介）（第二六四号）
 - 二二 義務教育費の財源確保に関する請願（中澤茂一君紹介）（第一九二二号）
 - 二三 同（唐澤俊樹君紹介）（第二六五号）
 - 二四 同（羽田武嗣郎君紹介）（第二六六号）
 - 二五 学校栄養士設置に関する請願外二件（白井莊一君紹介）（第二八九号）
 - 二六 同（原茂君紹介）（第三〇〇七号）
 - 二七 同（白井莊一君紹介）（第三三六号）

 - 二八 同外二件（唐澤俊樹君紹介）（第三三七号）
 - 二九 同外一件（千葉三郎君紹介）（第三三八号）
 - 三〇 同（辻原弘市君紹介）（第四五一号）
 - 三一 同（田中龍夫君紹介）（第四七二号）
 - 三二 日本学校安全会の国庫補助増額に関する請願（井原岸高君紹介）（第二九四四号）
 - 三三 同（藤田高敏君紹介）（第三五二二号）
 - 三四 小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願（原茂君紹介）（第三一八号）
 - 三五 同（松平忠久君紹介）（第三一九号）
 - 三六 同（下平正一君紹介）（第三六九号）
 - 三七 義務教育費の財源確保に関する請願（原茂君紹介）（第三二〇号）
 - 三八 同（松平忠久君紹介）（第三二一号）
 - 三九 同（下平正一君紹介）（第三七〇号）
 - 四〇 高等学校全員入学及び義務教育無償等に関する請願（安宅常彦君紹介）（第三三五号）
 - 四一 スポーツ振興に関する請願外四件（藤田高敏君紹介）（第三五一号）

- 四二 学童の栄養改善に関する請願外一件(倉石忠雄君紹介)(第五二九号)
- 四三 学校栄養士設置に関する請願(小沢辰男君紹介)(第六六五号)
- 四四 学校図書館法の一部改正に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第八一六号)
- 四五 同(小川半次君紹介)(第八一七号)
- 四六 同外一件(桜井茂尚君紹介)(第八一八号)
- 四七 同(重盛寿治君紹介)(第八一九号)
- 四八 同(武市恭信君紹介)(第八二〇号)
- 四九 同(中島茂喜君紹介)(第八二二号)
- 五〇 同(濱田幸雄君紹介)(第八二二二号)
- 五一 同(藤本幸雄君紹介)(第八二三号)
- 五二 同(上村千一郎君紹介)(第八四五号)
- 五三 同(櫻内義雄君紹介)(第八四六号)
- 五四 同(椎名悦三郎君紹介)(第八四七号)
- 五五 同(森下元晴君紹介)(第八四八号)
- 五六 同(三池信君紹介)(第八七五号)
- 五七 同(門司亮君紹介)(第八九三三三)
- 五八 学童の栄養改善に関する請願(栗山秀君紹介)(第八七六号)
- 五九 学校図書館法の一部改正に関する請願(秋山徳雄君紹介)(第九〇四号)
- 六〇 同(熊谷義雄君紹介)(第九〇五号)
- 六一 同外一件(床次徳二君紹介)(第九〇六号)
- 六二 同外一件(山中吾郎君紹介)(第九〇七号)
- 六三 同(柳田秀二君紹介)(第九五九号)
- 六四 同(濱地文平君紹介)(第一〇〇七号)
- 六五 高等学校の教職員定数増員等に関する請願(沢田政治君紹介)(第九〇八号)
- 六六 同(田原春次君紹介)(第九〇九号)
- 六七 同(加賀田進君紹介)(第九五六号)
- 六八 同(森本靖君紹介)(第九五七号)
- 六九 同(柳田秀一君紹介)(第九五八号)
- 七〇 同(松本七郎君紹介)(第九八七号)
- 七一 同(永末英一君紹介)(第一〇〇六号)
- 七二 同(中井徳次郎君紹介)(第一〇六六号)
- 七三 同(多賀谷眞穂君紹介)(第一一〇五号)
- 七四 小、中学校児童、生徒に対する通学費国庫補助に関する請願(池田清志君紹介)(第九九五号)
- 七五 同(井出一太郎君紹介)(第一二九七号)
- 七六 義務教育費の財源確保に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一二九八号)
- 七七 学校図書館法の一部改正に関する請願(坂村吉正君紹介)(第一四〇六号)
- 七八 同(田川誠一君紹介)(第一四六六号)
- 七九 高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(足鹿寛君紹介)(第一四五六号)
- 八〇 同(安宅常彦君紹介)(第一四五七号)
- 八一 同外二十七件(片島港君紹介)(第一四五八号)
- 八二 同外一件(田口誠治君紹介)(第一四五九号)
- 八三 同(華山親義君紹介)(第一四六〇号)
- 八四 同外三件(松井政吉君紹介)(第一四六一号)
- 八五 同(山本幸一君紹介)(第一四六二号)
- 八六 同(有馬輝武君紹介)(第一四九七号)
- 八七 同(川崎寛治君紹介)(第一四九八号)
- 八八 同(佐々木更三君紹介)(第一四九九号)
- 八九 同(野口忠夫君紹介)(第一五〇〇号)
- 九〇 同(松本七郎君紹介)(第一五〇一号)
- 九一 同(村山喜一君紹介)(第一五〇二号)
- 九二 同(河野密君紹介)(第一五三〇号)
- 九三 同(永末英一君紹介)(第一五三一号)
- 九四 同(伊藤卯四郎君紹介)(第一五三二号)
- 九五 同外一件(稻富稔人君紹介)(第一五三三三)
- 九六 高等学校の教職員定数増員等に関する請願(河野正君紹介)(第一四六三三)
- 九七 学校警備員制度確立に関する請願(前田榮之助君紹介)(第一四六四四)
- 九八 高等学校の施設整備及び全員入学等に関する請願(松井政吉君紹介)(第一四六五五)
- 九九 学校栄養士設置に関する請願外一件(江崎真澄君紹介)(第一五三四号)
- 一〇〇 同(江崎真澄君紹介)(第一五六五号)
- 一〇一 高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願外四件(金丸徳重君紹介)(第一五六六号)
- 一〇二 同(多賀谷眞穂君紹介)(第一五六七号)
- 一〇三 同外二件(中村高一君紹介)(第一五六八号)
- 一〇四 同外二件(秋山徳雄君紹介)(第一五九一号)
- 一〇五 同外一件(神近市子君紹介)(第一六一九号)
- 一〇六 同外十二件(只松祐治君紹介)(第一六二〇号)
- 一〇七 同(和田博雄君紹介)(第一六二二号)
- 一〇八 同外二件(山崎始男君紹介)(第一七二八号)
- 一〇九 同外十七件(只松祐治君紹介)(第一七四八号)
- 一一〇 同(玉置一徳君紹介)(第一七九〇号)
- 一一一 同(鈴木茂三郎君紹介)(第一八六一号)
- 一二二 同外一件(山花秀雄君紹介)(第一八六二二)
- 一二三 同(河野正君紹介)(第一八六三三)
- 一四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正に

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 請願日程

関する請願(栗山礼行君紹介)(第一六〇三号)	一二五 同(壽原正一君紹介)(第三三六一号)	一二三 同(二宮武夫君紹介)(第三六四六号)	一五一 同(藤本孝雄君紹介)(第三七七五号)	一六七 同(松山千恵子君紹介)(第三七四三号)
一一五 高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第一九六四号)	一二六 学校栄養士設置に関する請願(田中織之進君紹介)(第三五六〇号)	一三八 同(田中六助君紹介)(第三六四七号)	一五二 同(藤山愛一郎君紹介)(第三七七六号)	一六八 同(熊谷義雄君紹介)(第三七七八号)
一一六 学校図書館法の一部改正に関する請願(三木喜夫君紹介)(第一九八五号)	一二七 国立夜間工業短期大学教育の拡充強化に関する請願(日井莊一君紹介)(第三六〇九号)	一三九 同(内藤隆君紹介)(第三六四八号)	一五三 同(増田甲子七君紹介)(第三七七七号)	一六九 同(藤本孝雄君紹介)(第三七七九号)
一一七 高等学校全員入学等に関する請願(和田博雄君紹介)(第二〇四〇号)	一二八 私立学校助成に関する請願(山下榮二君紹介)(第三六一〇号)	一四〇 私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願(相川勝六君紹介)(第三六四九号)	一五四 同(田中伊三次君紹介)(第三八五二号)	一七〇 同(藤山愛一郎君紹介)(第三七八〇号)
一一八 時の尊重運動実施に関する請願(木村武千代君紹介)(第二〇五五号)	一二九 文部省における芸術に関する行政機構の拡充整備に関する請願外七件(床次徳二君紹介)(第三六一一号)	一四一 同(田中六助君紹介)(第三六五〇号)	一五六 同(地崎宇三郎君紹介)(第三八五四号)	一七二 同(田中伊三次君紹介)(第三八五五号)
一一九 高等学校全員入学等に関する請願(橋兼次郎君紹介)(第二四九六号)	一三〇 日本芸術院の再検討に関する請願外七件(床次徳二君紹介)(第三六一二号)	一四二 同(内藤隆君紹介)(第三六五一号)	一五七 同(久野忠治君紹介)(第三九四六号)	一七三 同(田中龍夫君紹介)(第三八五六号)
一二〇 私立中学校及び高等学校経営助成に関する請願(龜山幸一君紹介)(第二七八八号)	一三一 芸術大学の教育内容改善に関する請願外七件(床次徳二君紹介)(第三六一三号)	一四三 同(二宮武夫君紹介)(第三六五二号)	一五八 同(田川誠一君紹介)(第三九四七号)	一七四 同(地崎宇三郎君紹介)(第三八五七号)
一二一 各種学校教育振興に関する請願(野田卯一君紹介)(第二九九〇号)	一三二 日本学校安全会法の一部改正に関する請願(相川勝六君紹介)(第三六四一号)	一四四 りんごの学童給食採用に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三六七五号)	一五九 同(三田村武夫君紹介)(第三九四八号)	一七五 同(久野忠治君紹介)(第三九四九号)
一二二 高等学校生徒急増に伴う施設整備財源確保に関する請願(湊徹郎君紹介)(第三四二二号)	一三三 同(田中六助君紹介)(第三六四二号)	一四五 同(倉石忠雄君紹介)(第三六七六号)	一六〇 同(古井喜實君紹介)(第三九八〇号)	一七六 同(田川誠一君紹介)(第三九五〇号)
一二三 各種学校教育振興に関する請願(壽原正一君紹介)(第三二六四号)	一三四 同(内藤隆君紹介)(第三六四三号)	一四六 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六七七号)	一六一 同(三木武夫君紹介)(第三九八七号)	一七七 同(三田村武夫君紹介)(第三九五一号)
一二四 同(壽原正一君紹介)(第三三三三七号)	一三五 同(二宮武夫君紹介)(第三六四四号)	一四七 日本学校安全会法の一部改正に関する請願(白井莊二君紹介)(第三七三八号)	一六二 同(床次徳二君紹介)(第三九八六号)	一七八 同(古井喜實君紹介)(第三九八一号)
	一三六 幼稚園教員の確保に関する請願(相川勝六君紹介)(第三六四五号)	一四八 同(原田憲君紹介)(第三七三九号)	一六三 同(落合寛茂君紹介)(第四〇〇六号)	一七九 同(三木武夫君紹介)(第三九八八号)
		一四九 同(松山千恵子君紹介)(第三七四〇号)	一六四 同(木村俊夫君紹介)(第四〇九〇号)	一八〇 同(床次徳二君紹介)(第三九九七号)
		一五〇 同(熊谷義雄君紹介)(第三七七四号)	一六五 幼稚園教員の確保に関する請願(白井莊一君紹介)(第三七四一号)	一八一 同(落合寛茂君紹介)(第四〇〇七号)
			一六六 同(原田憲君紹介)(第三七四二号)	一八二 同(木村俊夫君紹介)(第四〇九一号)

- 一八三 私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願(白井莊一君紹介)(第三七四四号)
- 一八四 同(原田憲君紹介)(第三七四五号)
- 一八五 同(松山千恵子君紹介)(第三七四六号)
- 一八六 同(熊谷義雄君紹介)(第三七八二号)
- 一八七 同(藤本孝雄君紹介)(第三七八三号)
- 一八八 同(藤山愛一郎君紹介)(第三七八四号)
- 一八九 同(増田甲子七君紹介)(第三七八五号)
- 一九〇 同(田中伊三次君紹介)(第三八五八号)
- 一九一 同(田中龍夫君紹介)(第三八五九号)
- 一九二 同(地崎宇三郎君紹介)(第三八六〇号)
- 一九三 同(久野忠治君紹介)(第三九五二号)
- 一九四 同(田川誠一君紹介)(第三九五三号)
- 一九五 同(三田村武夫君紹介)(第三九五四号)
- 一九六 同(古井喜實君紹介)(第三九八二号)
- 一九七 同(三木武夫君紹介)(第三九八九号)
- 一九八 同(床次徳二君紹介)(第三九九八号)
- 一九九 同(落合寛茂君紹介)(第四〇〇八号)
- 二〇〇 同(木村俊夫君紹介)(第四〇九二号)
- 二〇一 りんごの学童給食採用に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七五七号)
- 二〇二 同(増田甲子七君紹介)(第三七八八号)
- 二〇三 同(松平忠久君紹介)(第三七九九号)
- 二〇四 同(小川平二君紹介)(第三九〇四号)
- 二〇五 同(下平正一君紹介)(第三九〇五号)
- 二〇六 同(中澤茂一君紹介)(第三九〇六号)
- 二〇七 同(原茂君紹介)(第三九六五号)
- 二〇八 義務教育費の負担軽減に関する請願(福永健司君外十二名紹介)(第三八六八号)
- 二〇九 学校図書館法の一部改正に関する請願外二件(上村千一郎君紹介)(第三九五五号)
- 二一〇 司書教諭の定数化に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇九六号)
- 二一一 公立学校施設整備費国庫補助増額に関する請願(池田清志君紹介)(第四〇九七号)
- 二一二 日本学校安全会法の一部改正に関する請願(砂田重民君紹介)(第四一八六号)
- 二一三 幼稚園教員の確保に関する請願(砂田重民君紹介)(第四一八七号)
- 二一四 私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願(砂田重民君紹介)(第四一八八号)
- 二一五 高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願(黒田壽男君紹介)(第四一八九号)
- 二一六 同(村山喜一君紹介)(第四二一八号)
- 二一七 高等学校定時制教育の改善に関する請願(長谷川峻君紹介)(第四二〇三号)
- 二一八 りんごの学童給食採用に関する請願(林百郎君紹介)(第四二九六号)
- 二一九 幼稚園教員の確保に関する請願(大坪保雄君紹介)(第四三三〇号)
- 二二〇 私立幼稚園園児父兄の教育費二重負担解消に関する請願(大坪保雄君紹介)(第四三五一号)
- 二二一 学校図書館法の一部改正に関する請願外十五件(上村千一郎君紹介)(第四三八七号)
- 二二二 国立大学夜間部教育の確立に関する請願(白井莊一君紹介)(第四四三四号)
- 二三三 私立大学の助成振興等に関する請願(坂田道太君紹介)(第四五〇六号)
- 二三四 同(河上丈太郎君紹介)(第四五〇七号)
- 二三五 同(清瀬一郎君紹介)(第四五五〇号)
- 二三六 同(西尾末廣君紹介)(第四五五一号)
- 二三七 同(原田憲君紹介)(第四五九四号)
- 二三八 毛筆書写の必修に関する請願外一件(横山利秋君紹介)(第四六七三三号)
- 二三九 同外一件(横山利秋君紹介)(第四六七七号)
- 二四〇 高等学校建築費等国庫補助及び日本育英会貸与金等に関する請願外三件(加藤進君紹介)(第四六七四号)
- 二四一 同外三件(川上貢一君紹介)(第四六七五号)
- 二四二 同外二件(谷口善太郎君紹介)(第四六七六号)
- 二四三 同外二件(林百郎君紹介)(第四六七七号)
- 二四四 同(加藤進君紹介)(第四七三九号)
- 二四五 同(川上貢一君紹介)(第四七四〇号)
- 二四六 同(谷口善太郎君紹介)(第四七四一七号)
- 二四七 同外一件(林百郎君紹介)(第四九六四号)
- 二四八 同(實川清之君紹介)(第四九六五号)
- 二四九 青少年の健全育成に関する請願外十四件(床次徳二君紹介)(第四九六六号)
- 二五〇 毛筆書写の必修に関する請願外一件(横山利秋君紹介)(第四九九九号)
- 二五七 同外一件(林百郎君紹介)(第四七四二号)
- 二五八 私立大学の助成振興等に関する請願(川島正次郎君紹介)(第四八四〇号)
- 二五九 高等学校全員入学等に関する請願(林百郎君紹介)(第四八四三三号)
- 二六〇 大学院の研究条件改善に関する請願(谷口善太郎君紹介)(第四八八三三三号)
- 二六一 高等学校全員入学及び義務教育無償等に関する請願(林百郎君紹介)(第四八八四四号)
- 二六二 人間形成の根本理念に関する請願(栗山秀君紹介)(第四九二四号)
- 二六三 国立工業教員養成所卒業生に対する研修制度創設に関する請願(上村千一郎君紹介)(第四九六二二号)
- 二六四 同外十八件(久野忠治君紹介)(第四九六三三三号)
- 二六五 同外三件(山中吾郎君紹介)(第四九六四四号)
- 二六六 同(實川清之君紹介)(第四九六五五号)
- 二六七 青少年の健全育成に関する請願外十四件(床次徳二君紹介)(第四九六六六号)
- 二四八 毛筆書写の必修に関する請願外一件(横山利秋君紹介)(第四九九九号)

(農林水産委員会)

- 諸願(二階堂進君紹介) (第四九六号)
- 五五 農業構造改善事業のため国
有林野解放促進に關する諸願
(二階堂進君紹介) (第四九七号)
- 五六 暖地てん菜栽培奨励に關する諸願(二階堂進君紹介) (第四九八号)
- 五七 乳価引き下げ阻止並びに
内産牛乳による学校給食制度の
法制化に關する諸願(小川平二
君紹介) (第五八九号)
- 五八 後進地域に對する農業構造
改善事業の特別措置に關する諸
願(池田清志君紹介) (第六一三
号)
- 五九 国内産牛乳による学校給食
制度の法制化に關する諸願(堀
内一雄君紹介) (第六一九号)
- 六〇 同(保科善四郎君紹介) (第
六三三号)
- 六一 同(内海安吉君紹介) (第六
八八号)
- 六二 同(大石武一君紹介) (第六
八九号)
- 六三 同外一件(館林三喜男君紹
介) (第六九〇号)
- 六四 同外三十五件(渡辺美智雄
君紹介) (第七七六号)
- 六五 同(西ヶ久保重光君紹介)
(第八三三号)
- 六六 同外三十八件(井手以誠君
紹介) (第八六四号)

11

- 六七 同外十二件(内藤隆君紹介)(第八六五号)
 - 六八 同(野原正勝君紹介)(第八六六号)
 - 六九 同外七件(小平久雄君紹介)(第八八八号)
 - 七〇 同(長谷川峻君紹介)(第八八九号)
 - 七一 もみ買入れ制度の確立に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第六八五号)
 - 七二 農業振興施策に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第六八六号)
 - 七三 農畜産物価格補償制度の確立に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第六八七号)
 - 七四 市町村有等のトラクター利用に対する農業改良資金助成法施行令による技術導入資金の適用に関する請願(池田清志君紹介)(第七一五号)
 - 七五 母畑ダム建設促進に関する請願(齋藤邦吉君外一名紹介)(第七三七号)
 - 七六 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外三件(八木昇君紹介)(第九二五号)
 - 七七 同外七件(藤尾正行君紹介)(第一〇二〇号)
 - 七八 同(愛知揆一君紹介)(第一〇四三号)
 - 七九 同外一件(亀岡高夫君紹介)(第一〇四四号)
 - 八〇 同外九件(八木昇君紹介)(第一一六号)
 - 八一 同(長谷川保君紹介)(第一二二三号)
 - 八二 同外三件(永田亮一君紹介)(第一二三三号)
 - 八三 乳価引き下げ阻止並びに国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(増田甲子七君紹介)(第九七九号)
 - 八四 農山漁民の所得格差是正に関する請願(池田清志君紹介)(第九九六号)
 - 八五 米国コーンプロ社の外資及び技術導入阻止に関する請願(足鹿覺君紹介)(第一〇一七号)
 - 八六 糖価引き下げに関する請願(西村榮一君紹介)(第一〇一九号)
 - 八七 同(菅野和太郎君紹介)(第一〇八五号)
 - 八八 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外六件(木部佳昭君紹介)(第一二六一号)
 - 八九 同外一件(山田彌一君紹介)(第一二六二号)
 - 九〇 同外七件(大石八治君紹介)(第一二九〇号)
 - 九一 同外十八件(高見三郎君紹介)(第一三四一號)
 - 九二 同外二十二件(竹山祐太郎君紹介)(第一三四二号)
 - 九三 同外二件(久保田豊君紹介)(第一四一八号)
 - 九四 同(神田博君紹介)(第一四八二号)
 - 九五 同外一件(藤尾正行君紹介)(第一四八三号)
 - 九六 同外三件(渡辺美智雄君紹介)(第一四八四号)
 - 九七 糖価引き下げに関する請願(西尾末廣君紹介)(第一二九一号)
 - 九八 繭糸価格安定対策に関する請願(井出一太郎君紹介)(第一三〇〇号)
 - 九九 農業用道路事業の国庫補助率引き上げに関する請願(櫻内義雄君紹介)(第一五七八号)
 - 一〇〇 同外三件(櫻内義雄君紹介)(第一八一七号)
 - 一〇一 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外四件(八木昇君紹介)(第一六二五号)
 - 一〇二 同外七件(八木昇君紹介)(第一六六三号)
 - 一〇三 同外二十二件(八木昇君紹介)(第一七五四号)
 - 一〇四 同(西村英一君紹介)(第一七九四号)
 - 一〇五 同(森山欽司君紹介)(第一七九五号)
 - 一〇六 蚕業関係技術普及職員の普及手当に関する請願(池田清志君紹介)(第一七二四号)
 - 一〇七 繭糸価格安定及び繭の増産対策に関する請願(池田清志君紹介)(第一七二五号)
 - 一〇八 コーンスターチの国内生産抑制に関する請願(池田清志君紹介)(第一九二九号)
 - 一〇九 霧島山ろく地域特定農地開発事業計画地における国有林の解放に関する請願(池田清志君紹介)(第一九三〇号)
 - 一一〇 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願(大坪保雄君紹介)(第二〇二二号)
 - 一一一 同外二件(勝岡田清一君紹介)(第二〇一三三号)
 - 一一二 同外十件(小枝一雄君紹介)(第二二三四号)
 - 一一三 酪農経営安定対策に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第二〇四一号)
 - 一一四 同(中澤茂一君紹介)(第二〇六三三号)
 - 一一五 新橋四丁目に場外馬券売場設置反対に関する請願外二件(山口シヅエ君紹介)(第二四九八号)
 - 一一六 酪農経営安定対策に関する請願(原茂君紹介)(第二四九九号)
 - 一一七 同(小川平二君紹介)(第二五九九号)
 - 一一八 同(唐澤俊樹君紹介)(第二六〇〇号)
 - 一一九 同(増田甲子七君紹介)(第二六〇一号)
 - 一二〇 豚肉の安定基準価格改定等に関する請願(池田清志君紹介)(第二五八八号)
 - 一二一 乳価安定制度の改正に関する請願(池田清志君紹介)(第二五九号)
 - 一二二 昭和三十八年度の被害対策に関する請願(池田清志君紹介)(第二五二二号)
 - 一二三 豊橋市高豊漁港の海岸浸食防止護岸築造に関する請願(福井勇君紹介)(第二七九四号)
 - 一二四 酪農経営安定対策に関する請願(下平正一君紹介)(第二七九五号)
 - 一二五 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外三件(荒松清十郎君紹介)(第三〇四八号)
 - 一二六 専門農業協同組合の育成強化に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九三三号)
 - 一二七 新橋四丁目に場外馬券売場設置反対に関する請願(松山千恵子君紹介)(第三二四〇号)
 - 一二八 同(栗山秀君紹介)(第三二四一号)

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 請願日程

一三三四

- 一二九 同(神近市子君紹介)(第三一九〇号)
- 一三〇 同外二件(戸叶里子君紹介)(第三二四五号)
- 一三一 同(本島百合子君紹介)(第三三六四号)
- 一三二 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願外一件(勝岡田清一君紹介)(第三二九一号)
- 一三三 農作業中における傷害事故保障制度の確立に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三六八七号)
- 一三四 同(倉石忠雄君紹介)(第三六八八号)
- 一三五 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六八九号)
- 一三六 国内産牛乳による学校給食事業の法制化促進に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三六九三号)
- 一三七 同(倉石忠雄君紹介)(第三六九四号)
- 一三八 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三六九五号)
- 一三九 山村振興法制定に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三七〇二号)
- 一四〇 同(倉石忠雄君紹介)(第三七〇三号)
- 一四一 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三七〇四号)
- 一四二 国内産牛乳による学校給食事業の法制化促進に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七五九号)
- 一四三 同(増田甲子七君紹介)(第三八〇八号)
- 一四四 同(松平忠久君紹介)(第三八〇九号)
- 一四五 同(福永健司君外十二名紹介)(第三八七二号)
- 一四六 同(小川平二君紹介)(第三九一六号)
- 一四七 同(下平正一君紹介)(第三九一七号)
- 一四八 同(中澤茂一君紹介)(第三九一八号)
- 一四九 同(原茂君紹介)(第三九六七号)
- 一五〇 農作業中における傷害事故保障制度の確立に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七六二号)
- 一五一 同(増田甲子七君紹介)(第三八〇六号)
- 一五二 同(松平忠久君紹介)(第三八〇七号)
- 一五三 同(小川平二君紹介)(第三九一三三三)
- 一五四 同(下平正一君紹介)(第三九一四号)
- 一五五 同(中澤茂一君紹介)(第三九一五号)
- 一五六 同(原茂君紹介)(第三九六九号)
- 一五七 山村振興法制定に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七六四号)
- 一五八 同(増田甲子七君紹介)(第三八一二二二)
- 一五九 同(松平忠久君紹介)(第三八一二三三)
- 一六〇 同(小川平二君紹介)(第三九一二二二)
- 一六一 同(下平正一君紹介)(第三九一二三三)
- 一六二 同(中澤茂一君紹介)(第三九一二四四)
- 一六三 同(原茂君紹介)(第三九七三三三)
- 一六四 海草天草人工栽培増産法に関する請願(河野密君紹介)(第三九五六六)
- 一六五 酪農経営安定対策に関する請願(松平忠久君紹介)(第四〇六八八号)
- 一六六 供給過剰甘しよでん粉を農産物価格安定法に基づく政府買入れに関する請願(池田清志君紹介)(第四一〇二二二)
- 一六七 農業構造改善事業推進に関する請願(池田清志君紹介)(第四一〇三三三)
- 一六八 申木野市の大六野防災ダム建設費国庫補助に関する請願(床次徳二君紹介)(第四一二三三三)
- 一六九 同(上林山榮吉君紹介)(第四一四五五五)
- 一七〇 農畜産物の価格安定に関する請願(池田清志君紹介)(第四二〇六六六)
- 一七一 土地取得資金及び自作農維持資金の貸付条件緩和に関する請願(池田清志君紹介)(第四二〇七七七)
- 一七二 昭和三十一年産なたねの基準価格に関する請願(三池信君紹介)(第四二二〇二二)
- 一七三 同(井手以誠君紹介)(第四二二八二二)
- 一七四 米の需給体制確立に関する請願(山下榮二君紹介)(第四二四〇二二)
- 一七五 国内産牛乳による学校給食事業の法制化促進に関する請願(林百郎君紹介)(第四二九七号)
- 一七六 農作業中における傷害事故保障制度の確立に関する請願(林百郎君紹介)(第四二九八八号)
- 一七七 昭和三十一年産なたねの基準価格に関する請願(大坪保雄君紹介)(第四三三三三三)
- 一七八 同(稻富稜人君紹介)(第四三八〇号)
- 一七九 同(荒木萬壽夫君紹介)(第四三九一一一)
- 一八〇 同(中島茂喜君紹介)(第四三九二二二)
- 一八一 同(山崎巖君紹介)(第四三九三三三)
- 一八二 同(八木昇君紹介)(第四四〇五五五)
- 一八三 同外二件(中馬辰猪君紹介)(第四四二七七)
- 一八四 同外三件(床次徳二君紹介)(第四四二八八)
- 一八五 同外十三件(野見山清造君紹介)(第四四二九九)
- 一八六 同(中村寅太郎君紹介)(第四四三三八八)
- 一八七 同外三件(三原朝雄君紹介)(第四四三九九)
- 一八八 同(森田重次郎君紹介)(第四四四〇〇)
- 一八九 同外五件(坂田道太君紹介)(第四四四四四)
- 一九〇 同外八件(荒木萬壽夫君紹介)(第四四四四四)
- 一九一 同外二件(中島茂喜君紹介)(第四四四四四)
- 一九二 同外十六件(山崎巖君紹介)(第四四四四四)
- 一九三 同外十六件(中島茂喜君紹介)(第四四四四四)
- 一九四 果実共済制度の早期実施に関する請願(天野光晴君紹介)(第四四四四四)
- 一九五 甘しよでん粉の無制限買入れに関する請願(山中貞則君紹介)(第四四四四六)

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 請願日程

- | | | | | |
|---|---|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 二八 同(泊谷裕夫君紹介)(第二二六号) | 四〇 南九州を国際観光ルートの指定に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九七号) | 五〇 同(木村俊夫君紹介)(第三四六四号) | 六一 篠ノ井線の輸送力改善に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三七〇八号) | 七六 同(松平忠久君紹介)(第三八二二号) |
| 二九 国鉄の安全輸送確保に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第二〇四二号) | 四一 農林畜水産関係物資国鉄貨物運賃公共政策割引の恒久制度化に関する請願(池田清志君紹介)(第三〇九八号) | 五一 富山県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(佐伯宗義君紹介)(第三四六五号) | 六二 同(倉石忠雄君紹介)(第三七〇九号) | 七七 同(小川平二君紹介)(第三九三四号) |
| 三〇 同(中澤茂一君紹介)(第二〇六四号) | 四二 関東地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(小平久雄君紹介)(第三一八〇号) | 五二 福井県南越、大野両地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(植木庚子郎君紹介)(第三四六六号) | 六三 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三七一〇号) | 七八 同(下平正二君紹介)(第三九三五号) |
| 三一 精神薄弱児等の通園費割引に関する請願(重盛寿治君紹介)(第二〇四三号) | 四三 静岡地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(山田彌一君紹介)(第三一八一号) | 五三 能登地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(井村重雄君紹介)(第三四六七号) | 六四 信越本線の輸送力改善に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三七一一号) | 七九 同(中澤茂一君紹介)(第三九三六号) |
| 三二 国鉄の安全輸送確保に関する請願(原茂君紹介)(第二五〇〇号) | 四四 福井県南越、大野両地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(坪川信三君紹介)(第三三六七号) | 五四 交通の安全対策に関する請願(島上善五郎君紹介)(第三五〇三号) | 六五 同(倉石忠雄君紹介)(第三七一二号) | 八〇 同(原茂君紹介)(第三九七五号) |
| 三三 同(小川平二君紹介)(第二六〇二号) | 四五 定期乗合バス成宗線の存続に関する請願(岡崎英城君紹介)(第三四五四号) | 五五 東北本線の複線及び電化促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三六一六号) | 六六 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三七一二号) | 八一 飯山線の輸送力改善に関する請願(唐澤俊樹君紹介)(第三七六八号) |
| 三四 同(唐澤俊樹君紹介)(第二六〇三号) | 四六 名古屋市の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(辻寛一君紹介)(第三四六〇号) | 五六 三陸沿岸縦貫鉄道路敷促進に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三六一七号) | 六七 同(唐澤俊樹君紹介)(第三七六六号) | 八二 同(増田甲子七君紹介)(第三八一一号) |
| 三五 同(増田甲子七君紹介)(第二六〇四号) | 四七 三河地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(辻寛一君紹介)(第三四六一号) | 五七 国鉄の安全輸送確保に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三六一七号) | 六八 同(増田甲子七君紹介)(第三七六六号) | 八三 同(松平忠久君紹介)(第三八一九号) |
| 三六 鹿屋市に国際航空路開設に関する請願(二階堂進君紹介)(第二五七三号) | 四八 尾張地区の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(辻寛一君紹介)(第三四六二号) | 五八 飯山線の輸送力改善に関する請願(吉川久衛君紹介)(第三七〇五号) | 六九 同(松平忠久君紹介)(第三八二二号) | 八四 同(小川平二君紹介)(第三九三二号) |
| 三七 国鉄の安全輸送確保に関する請願(下平正一君紹介)(第二七九六号) | 四九 三重県内の一般乗用旅客自動車運賃改定に関する請願(田村元君紹介)(第三四六三号) | 五九 同(倉石忠雄君紹介)(第三七〇六号) | 七〇 同(小川平二君紹介)(第三九三三号) | 八五 同(下平正一君紹介)(第三九三三号) |
| 三八 伊豆箱根鉄道の熱海駅乗入れに関する請願(山田彌一君紹介)(第二七九七号) | | 六〇 同(羽田武嗣郎君紹介)(第三七〇七号) | 七一 同(下平正一君紹介)(第三九三三号) | 八六 同(中澤茂一君紹介)(第三九三三号) |
| 三九 九州地域の国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成に關する請願(池田清志君紹介)(第三〇九六号) | | | 七二 同(中澤茂一君紹介)(第三九三三号) | 八七 同(原茂君紹介)(第三九七四号) |

二七 同（澁谷直藏君紹介）（第二三七九号）

七三三

二八 同(正力松太郎君紹介)(第二三八〇号)	四四 同(小沢辰男君紹介)(第二五五二号)	六〇 同外二件(中垣國男君紹介)(第二九六九号)	七五 同(宇野宗佑君紹介)(第三二四六号)	九一 同外一件(江崎真澄君紹介)(第三三三二四号)
二九 同(關谷勝利君紹介)(第二三八一号)	四五 同(砂田重民君紹介)(第二五五三号)	六一 同早稻田柳右エ門君紹介(第二九七〇号)	七六 同外四件(大石八治君紹介)(第三三四七号)	九二 同(今松治郎君外一名紹介)(第三三三三三号)
三〇 同(田中龍夫君紹介)(第二三八二号)	四六 同(田口長治郎君紹介)(第二五五四号)	六二 同(矢尾喜三郎君紹介)(第二九八一号)	七七 同外四件(木部佳昭君紹介)(第三三四八号)	九三 同外一件(江崎真澄君紹介)(第三三三八八号)
三一 同(谷川和穂君紹介)(第二三八三号)	四七 同(久野忠治君紹介)(第二六八八号)	六三 同(上村千一郎君紹介)(第二九九六号)	七八 同(久野忠治君紹介)(第三二四九号)	九四 川内市、鹿児島市間電話の即時通話化に関する請願(池田清志君紹介)(第三一〇〇号)
三二 同(地崎宇三郎君紹介)(第二三八四号)	四八 同(笹山茂太郎君紹介)(第二六八九号)	六四 長野県阿南町とうじあげ山頂にテレビサテライト局設置の請願(原茂君紹介)(第二八九四号)	七九 同外十件(竹山祐太郎君紹介)(第三三五〇号)	九五 戦傷病者の放送聴視料免除に関する請願(羽田武嗣郎君紹介)(第三一七七号)
三三 同(原健三郎君紹介)(第二三八五号)	四九 同(粟山秀君紹介)(第二六九〇号)	六五 有線放送電話関係法の改正等に関する請願外一件(江崎真澄君紹介)(第三〇七五号)	八〇 同外三件(中村幸八君紹介)(第三三五一号)	九六 同(松野頼三君紹介)(第三一七八号)
三四 同(松山千恵子君紹介)(第二三八六号)	五〇 同(松浦周太郎君紹介)(第二七七六号)	六六 同(丹羽兵助君紹介)(第三〇七六号)	八一 同(宇野宗佑君紹介)(第三二九二号)	九七 同(松澤雄藏君紹介)(第三二八〇号)
三五 同(渡邊良夫君紹介)(第二三八七号)	五一 同(江崎真澄君紹介)(第二七七七号)	六七 同外一件(宇野宗佑君紹介)(第三二五〇号)	八二 同(下部長巳君紹介)(第三二九三三号)	九八 同(赤澤正道君紹介)(第三三三〇号)
三六 同(秋田大助君紹介)(第二四八五号)	五二 同(奥野誠亮君紹介)(第二八七四号)	六八 同(砂原格君紹介)(第三二五一号)	八三 同外三十九件(大橋武夫君紹介)(第三二九四号)	九九 同(大坪保雄君紹介)(第三三三一号)
三七 同(井原岸高君紹介)(第二四八六号)	五三 同外二件(木村俊夫君紹介)(第二九三三八号)	六九 同(上村千一郎君紹介)(第三二五二号)	八四 同外一件(勝岡田清一君紹介)(第三二九五号)	一〇〇 有線放送電話関係法の改正等に関する請願(西村関一君紹介)(第三四二三号)
三八 同(宇野宗佑君紹介)(第二四八七号)	五四 有線放送電話関係法の改正等に関する請願外一件(宇野宗佑君紹介)(第二七九九号)	七〇 同(江崎真澄君紹介)(第三一八三三号)	八五 同外二件(神田博君紹介)(第三二九六号)	一〇一 同(江崎真澄君紹介)(第三四四九号)
三九 同(田中六助君紹介)(第二四八八号)	五五 同(江崎真澄君紹介)(第二八〇〇号)	七一 同(久野忠治君紹介)(第三一八四号)	八六 同外四件(櫻内義雄君紹介)(第三一九七号)	一〇二 同外十八件(亀岡高夫君紹介)(第三五六六号)
四〇 同(高見三郎君紹介)(第二四八九号)	五六 同外一件(中垣國男君紹介)(第二八〇一号)	七二 同(早稲田柳右エ門君紹介)(第三二八五号)	八七 同外三件(高見三郎君紹介)(第三二九八号)	一〇三 同外四件(湊徹郎君紹介)(第三五三七号)
四一 同(藤井勝志君紹介)(第二四九〇号)	五七 同(久野忠治君紹介)(第二八九一号)	七三 同(中垣國男君紹介)(第三二二五号)	八八 同外十件(竹下登君紹介)(第三二九九号)	一〇四 同外二十四件(藤田義光君外七名紹介)(第三五六七号)
四二 同(古川文吉君紹介)(第二四九一号)	五八 同(中垣國男君紹介)(第二八九二号)	七四 同外三件(山田彌一君紹介)(第三三一六号)	八九 同(西村直己君紹介)(第三三〇〇号)	一〇五 同(江崎真澄君紹介)(第三五九九号)
四三 同(保利善四郎君紹介)(第二四九二号)	五九 同(浦野幸男君紹介)(第二九六八号)			

- 一〇六 同(上村千一郎君紹介)(第三六〇号)
- 一〇七 同(熊谷義雄君外二名紹介)(第三六〇号)
- 一〇八 同外一件(熊谷義雄君外二名紹介)(第三六〇二号)
- 一〇九 同(田澤吉郎君外二名紹介)(第三六〇三号)
- 一一〇 同(竹内黎一君外二名紹介)(第三六〇四号)
- 一一一 同(森田重次郎君外二名紹介)(第三六〇五号)
- 一二二 同(森田重次郎君外二名紹介)(第三六〇六号)
- 一二三 同(森田重次郎君外一名紹介)(第三六〇七号)
- 一二四 同(淡谷悠蔵君外二名紹介)(第三六〇八号)
- 一二五 同外一件(海部俊樹君紹介)(第三六二二号)
- 一二六 同外一件(砂原格君紹介)(第三六六三号)
- 一二七 同(重政誠之君紹介)(第三六六四号)
- 一二八 同(谷川和穂君紹介)(第三六六五号)
- 一二九 同(中川俊思君紹介)(第三六六六号)
- 一二〇 同外二件(永山忠則君紹介)(第三六六七号)
- 一二一 同(内藤隆君紹介)(第三六六八号)
- 一二二 同(原健三郎君紹介)(第三六六九号)
- 一二三 同(藤田義光君外六名紹介)(第三六七〇号)
- 一二四 同(細迫兼光君紹介)(第三六七一号)
- 一二五 戦傷病者の放送聴視料免除に關する請願(登坂重次郎君紹介)(第三七三五号)
- 一二六 新報電報電話局の自動化に關する請願(福井勇君紹介)(第三七五二号)
- 一二七 有線放送電話關係法の改正等に關する請願外四十一件(池田正之輔君紹介)(第三七九三三)
- 一二八 同外二件(澁谷直蔵君紹介)(第三七九四号)
- 一二九 同外三件(小島徹三君紹介)(第三八七七号)
- 一三〇 同外三件(砂田重民君紹介)(第三八七八号)
- 一三一 同(砂原格君紹介)(第三八七九号)
- 一三二 同外一件(田中龍夫君紹介)(第三八八〇号)
- 一三三 同外三件(渡海元三郎君紹介)(第三八八一号)
- 一三四 同外一件(永田亮一君紹介)(第三八八二号)
- 一三五 同外二件(原健三郎君紹介)(第三八八三号)
- 一三六 同(島口重次郎君外一名紹介)(第三八九九号)
- 一三七 同(久野忠治君紹介)(第四〇〇〇号)
- 一三八 同(中川一郎君紹介)(第四〇〇一号)
- 一三九 同外二件(小泉純也君紹介)(第四〇三九号)
- 一四〇 同外四件(小山省二君紹介)(第四〇四〇号)
- 一四一 同(椎熊三郎君紹介)(第四〇四一号)
- 一四二 同(橋本次郎君紹介)(第四〇四二号)
- 一四三 同外九件(門可亮君紹介)(第四〇四三三)
- 一四四 同外四件(赤城宗徳君紹介)(第四〇五八号)
- 一四五 同外二十件(安藤覺君紹介)(第四〇五九号)
- 一四六 同外一件(大高康君紹介)(第四〇六〇号)
- 一四七 同外一件(始岡伊平君紹介)(第四〇六一号)
- 一四八 同外九件(實川清之君紹介)(第四〇六二二)
- 一四九 同外六件(千葉三郎君紹介)(第四〇六三三)
- 一五〇 同外五件(平林剛君紹介)(第四〇六四四)
- 一五一 同外六件(森清君紹介)(第四〇六五五)
- 一五二 同外一件(白井莊一君紹介)(第四〇八四四)
- 一五三 同(佐藤洋之助君紹介)(第四〇八五五)
- 一五四 同外五件(丹羽喬四郎君紹介)(第四〇八六六)
- 一五五 同外一件(吉川兼光君紹介)(第四〇八七七)
- 一五六 草加市松原団地に団地電話設置認可に關する請願(栗原俊夫君紹介)(第三八八七号)
- 一五七 同(畑和君紹介)(第三八八八号)
- 一五八 同(安宅常彦君紹介)(第三八八八号)
- 一五九 浦和市南浦和団地に団地電話設置認可に關する請願(畑和君紹介)(第三八八九号)
- 一六〇 有線放送電話關係法の改正等に關する請願外四件(落合寛茂君紹介)(第四一九九号)
- 一六一 同外六件(桜井茂尚君紹介)(第四二二〇号)
- 一六二 同外五件(登坂重次郎君紹介)(第四二二一号)
- 一六三 同外一件(野田卯一君紹介)(第四二二三号)
- 一六四 同(稻村隆一君紹介)(第四二三五号)
- 一六五 同外七件(大竹太郎君紹介)(第四二三六号)
- 一六六 同外十九件(奥野誠亮君紹介)(第四二三七号)
- 一六七 同(金子一平君紹介)(第四二三八号)
- 一六八 同(田中彰治君紹介)(第四二三九号)
- 一六九 同外八件(高橋清一郎君紹介)(第四二四〇号)
- 一七〇 同(塚田徹君紹介)(第四二四一号)
- 一七一 同外六件(中村庸一郎君紹介)(第四二四二二)
- 一七二 同外十一件(青木正君紹介)(第四二四五五)
- 一七三 同外四件(伊能繁次郎君紹介)(第四二五六六)
- 一七四 同外一件(加藤高蔵君紹介)(第四二五七七)
- 一七五 同外二件(龜岡高夫君紹介)(第四二五八八)
- 一七六 同(久野忠治君紹介)(第四二五九九)
- 一七七 同外二件(久保三郎君紹介)(第四二六〇〇)
- 一七八 同(五島虎雄君紹介)(第四二六一一)
- 一七九 同外一件(高田富之君紹介)(第四二六二二)
- 一八〇 同外一件(塚原俊郎君紹介)(第四二六三三)
- 一八一 同外二十件(坪川信三君紹介)(第四二六四四)
- 一八二 同外十九件(荳森芳夫君紹介)(第四二六五五)
- 一八三 同外二件(森本靖君紹介)(第四二六六六)

[illegible]

- 一九 伊南川の多目的ダム建設に
関する請願(齋藤邦吉君外一名
紹介)(第七四三号)
- 二〇 豪雪地域における道路交通
確保に関する請願(齋藤邦吉君
外一名紹介)(第七四四号)
- 二一 東北自動車道の早期着工に
関する請願(齋藤邦吉君外一名
紹介)(第七四七号)
- 二二 岡山市芳田地区の高速自動
車道バイパス線建設等に関する
請願(逢澤寛君紹介)(第八六
八号)
- 二三 久慈川未改修地帯の工事統
行に関する請願(塚原俊郎君紹
介)(第一〇八七号)
- 二四 名塩国道一五三号線宮田村
地区バイパス線の改良舗装に関
する請願(原茂君紹介)(第一〇
八八号)
- 二五 東京、長野間高速自動車道
建設に関する請願(井出一太郎
君紹介)(第一三〇一号)
- 二六 新橋駅周辺戦時強制疎開者
の旧居住地復帰に関する請願
(西宮弘君紹介)(第一三六六号)
- 二七 二級国道入吉、川内線の整
備促進に関する請願(池田清志
君紹介)(第一七二七号)
- 二八 県道下飯、鹿島間建設費
庫補助増額に関する請願(池田
清志君紹介)(第一七二〇号)
- 二九 県道大口、真幸線開さく工
事を公共事業として施行に関す
る請願(池田清志君紹介)(第一
七二二号)
- 三〇 宮崎県真幸町島内、西川北
地区の川内川護岸工事実施に関
する請願(池田清志君紹介)(第
一七二二号)
- 三一 鹿児島県栗野岳温泉、林田
温泉間の有料道路新設に関する
請願(池田清志君紹介)(第一七
二三号)
- 三二 公営住宅分譲の承認基準制
限緩和に関する請願(木村剛輔
君紹介)(第一七二四号)
- 三三 放射一四号線及び平井新大
橋の建設促進に関する請願(島
上善五郎君紹介)(第一九三七
号)
- 三四 二級国道宮崎分線の改良
工事及び舗装工事の早期完成に
関する請願(二階堂進君紹介)
(第二五七四号)
- 三五 二級国道宮崎指宿線の改良
工事及び舗装工事の早期完成に
関する請願(二階堂進君紹介)
(第二五七五号)
- 三六 肝付川河川改修工事等の早
期完成に関する請願(二階堂進
君紹介)(第二五七六号)
- 三七 主要地方道串良内之浦大根
占線の改良工事及び舗装工事の
早期完成に関する請願(二階堂
進君紹介)(第二五七七号)
- 三八 滋賀県甲西中学校生徒の通
学用国道一号線横断地下道また
は陸橋建設に関する請願外三件
(西村関一君紹介)(第二六五〇
号)
- 三九 同外十五件(西村関一君紹
介)(第二七四八号)
- 四〇 地代家賃統制令の一部改正
に関する請願(木村武千代君紹
介)(第二八〇二号)
- 四一 川内市及び薩摩郡内直轄河
川、国道の整備事業促進に関す
る請願(池田清志君紹介)(第三
一〇二号)
- 四二 地代家賃統制令の一部改正
に関する請願(藤本孝雄君紹介)
(第三五一七号)
- 四三 東北自動車道の早期着工に
関する請願(鈴木善幸君紹介)
(第三六一九号)
- 四四 二級国道一五二号線のバイ
パス線建設に関する請願(福井
勇君紹介)(第三七五三三三三)
紹介)(第三八七三三三三)
- 四五 関越自動車道建設促進に関
する請願(福永健司君外十一名
紹介)(第三八七三三三三)
- 四六 杉並区内の車両制限令延期
等に関する請願(岡崎英城君紹
介)(第四一五二二二二)
- 四七 労働者住宅建設促進法制定
に関する請願(大原亨君紹介)
(第四一五三三三三)
- 四八 川越市及び狹山市における
日本住宅公団の工業住宅団地造
成事業に関する請願(松山千恵
子君紹介)(第四二二二三三三)
- 四九 道路整備に関する請願(野
呂恭一君紹介)(第四三三九九
号)
- 五〇 東京都三多摩地区内の公営
住宅松下げに関する請願(玉置
一徳君紹介)(第四三三九六号)
- 五一 一級国道三三線川内市御陵
下町地内の整備促進に関する請
願(池田清志君紹介)(第四六二
九号)
- 五二 公営住宅の建設促進に関す
る請願外一件(川上貫一君紹介)
(第四八七四号)
- (石炭対策特別委員会)
- 一 産炭地域自治体及び住民に関
する請願外三件(松浦定義君紹
介)(第四四四四号)
- 二 同(多賀谷真穂君紹介)(第一
一〇一号)
- 三 同外一件(安井吉典君紹介)
(第二二三八号)
- (災害対策特別委員会)
- 一 異常長雨等による農作物災害
対策に関する請願(下平正一君
紹介)(第三七五五号)
- 二 福島県下の凍霜害対策に関す
る請願(亀岡高夫君紹介)(第四
四一六号)
- 三 奄美大島地域の干ばつによる
農作物被害対策に関する請願
(池田清志君紹介)(第四九七九
号)

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十五日、次の法律の公布を奏
上し、その旨参議院に通知した。

河川法

保険業法の一部を改正する法律

納税貯蓄組合法の一部を改正する法
律

毒物及び劇物取締法の一部を改正す
る法律

保健所において執行される事業等に
伴う経理事務の合理化に関する特別
措置法

教育職員免許法の一部を改正する法
律

女子教育職員の出産に際しての補助
教育職員の確保に関する法律の一部
を改正する法律

海上衝突予防法の一部を改正する法
律

住宅地造成事業に関する法律
(議決通知)

一、昨二十五日、山崎事務局長から河
野参議院事務局長及び逢澤裁判官彈
劾裁判所裁判長宛、本院は裁判官彈
劾裁判所裁判員山中日露史君辞任に
つきその補欠として畑和君を選任し
た旨通知した。

一、昨二十五日、本院は衆議院議員東
海林君が畜産物価格審議会委員に
就くことができることと議決した旨内閣
に通知した。

一、国家公務員等退職手当法の一
部を改正する法律案（安宅常彦

四、文教行政の基本施策に関する件

五、海運に関する件

一、予算の実施状況に関する件

に属する事項

懲罰委員会

一、懲罰制度に関する件
公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件
科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件
石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件
オリンピック東京大会準備促進特別委員会

進に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件
(委員推薦通知)

一、昨二十五日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

吉田 重延君 岡崎 英城君

渡海元三郎君 龜山 孝一君

唐澤 俊樹君 奥野 誠亮君

川村 慈義君 細谷 治嘉君

華山 親義君 門司 亮君

一、昨二十五日、議長は、選挙制度審議会特別委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

竹山祐太郎君 青木 正君

濱田 幸雄君 長谷川 峻君

島上善五郎君 山中日露史君

山下 榮二君

(通知書受領)

一、昨二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

一、昨二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

東海北陸自動車道建設法

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

近畿圏整備法の一部を改正する法律

電気事業法

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律

クリーニング業法の一部を改正する法律

法律

公衆浴場法の一部を改正する法律

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

法律

労働災害防止団体等に関する法律

国有財産法の一部を改正する法律

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に對する特別措置に関する法律

恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律

法律

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

厚生省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法の一部を改正する法律

理事 飯谷 忠男君(理事小山長規君去る二十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

岸 信介君

石井光次郎君

森下 元晴君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

地方行政委員

岸 信介君

石井光次郎君

森下 元晴君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

永末 英一君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

宇都宮徳馬君

正力松太郎君

山下 榮二君

石井光次郎君

岸 信介君

鈴木 善幸君

正力松太郎君

武市 恭信君

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

オリンピック東京大会準備促進特別委員

板川 正吾君 小松 幹君
田原 春次君 柳田 秀一君
災害対策特別委員

藤井 勝志君 卜部 政巳君
西宮 弘君 稻富 稜人君
中馬 辰猪君 井手 以誠君
華山 親義君 玉置 一徳君

一、今二十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員 卜部 政巳君
(特別委員補欠選任)

一、昨二十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
オリンピック東京大会準備促進特別委員

田原 春次君 柳田 秀一君
板川 正吾君 小松 幹君
災害対策特別委員

中馬 辰猪君 華山 親義君
井手 以誠君 玉置 一徳君
藤井 勝志君 西宮 弘君
卜部 政巳君 稻富 稜人君

一、今二十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
災害対策特別委員 華山 親義君
(議案受領)

一、今二十六日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
民事訴訟法の一部を改正する法律案
(議案付託)

一、今二十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案(内閣提出第一七四号)

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)(参議院送付)

山村振興法案(福田起夫君外五名提出、衆法第六二二号)
農林水産委員会 付託

(議案送付)
一、昨二十五日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
宅地建物取引業法の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

電源開発促進法の一部を改正する法律案
日本電気計器検定所法案
昭和三十一年四月から五月上旬までの長雨等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

一、今二十六日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
工業整備特別地域整備促進法案

一、今二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

山村振興法案(福田起夫君外五名提出)

(議案通知)
一、昨二十五日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
一、昨二十五日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

河川法案
一、昨二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

保険業法の一部を改正する法律案
納税貯蓄組合法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法案
教育職員免許法の一部を改正する法律案
海上衝突予防法の一部を改正する法律案

住宅地造成事業に関する法律案
(条約通知書受領)

一、昨二十五日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件
(議案通知書受領)

一、昨二十五日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

東海北陸自動車道建設法案
近畿圏整備法の一部を改正する法律案

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
クリーニング業法の一部を改正する法律案

公衆浴場法の一部を改正する法律案
あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

一、昨二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案
近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案

電気事業法案
労働災害の防止に関する法律案
国有財産法の一部を改正する法律案

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案
恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案
国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)
一、今二十六日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

遺族年金の支給要件緩和に関する質問主意書(玉置一徳君提出)
河床低下に伴う農業利水の確保のための施設に関する質問主意書(玉置一徳君提出)

工業整備特別地域整備促進法案(遠藤三郎君外十九名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、工業の立地条件がすぐれており、かつ、工業が比較的開発され投資効果も高いと認められる地域について、工業の基盤となる施設その他の施設を一層整備することにより、その地域における

工業の発展を促進し、国土の均衡ある開発発展及び国民経済の発達に資することを目的とするものである。

1 内閣総理大臣は、関係県知事及び地方産業開発審議会の意見をきいて、鹿児島地区、東部河湾地区、東三河地区、播磨地区、備後地区及び周南地区に係る地域を工業整備特別地域として定めるものとしたこと。

2 工業整備特別地域が定められた場合は、関係県知事は国の地方支分部局の長及び関係市町村長の意見をきいて、当該工業整備特別地域に係る整備基本計画を作成し、内閣総理大臣に承認を申請するものとしたこと。

3 国及び地方公共団体は、整備基本計画の達成のために必要な施設の整備を促進することに努めるとともに、これらの施設の用に供するため必要な土地につき、公有水面埋立法、農地法等の規定による許可等の処分をするに当たり特別の配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、工業整備特別地域の整備に寄与するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債についても特別の配慮をすることとする。

5 地方公共団体が工業整備特別地域内に工場を新増設する者に對して不動産取得税又は、固定資産税の減税をしたときは、当該地方公共団体に交付される地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額の算定につき特別の措置を講ずるものとする。

と認められる製造事業、運輸事業等の事業を営む者が行なう工場その他の施設の建設等につき必要な資金の確保に努めるものとする。

6 工業整備特別地域の一体的な整備を促進するため、関係市町村は、合併により、その規模の適正化に資するよう配慮しなければならぬものとする。

7 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、地方の開発発展の中核となるべき工業整備特別地域の整備を促進せしめる措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 産業公害並びに産業災害の防止を図るため、工業整備特別地域整備事業の基本計画に、公害防止及び産業災害防止対策をおこしむ等万全の措置を講ずること。

四 工業整備特別地域整備事業の実施にともなう市町村の合併は、必要最少限にとどまるよう指導すること。

五 工業整備特別地域の区域の具体的決定に当たっては、その名称にこだわらず実体に即して善処すること。

昭和三十三年六月二十六日
衆議院議長船田中殿
商工委員長 二階堂 進

〔別紙〕
工業整備特別地域整備促進法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、左の諸点につき速やかに適切な措置を講ずべきである。

一 地方産業開発については、速やかに本法並びに新産業都市建設促進法等の関連法をあわせ根本的に再検討すること。

二 工業整備特別地域整備事業の地方負担の軽減を図るため、新産業都市の場合と同様に、実施に当たっては、国の予算および財政投融資を重点的に投入し、また地方債の活用を図るとともに、当該地方公共団体の負担力と事業の内容等を勘案して、補助率の引上げ等適当なる国庫による必要な財政措置を講ずること。

三 産業公害並びに産業災害の防止を図るため、工業整備特別地域整備事業の基本計画に、公害防止及び産業災害防止対策をおこしむ等万全の措置を講ずること。

四 工業整備特別地域整備事業の実施にともなう市町村の合併は、必要最少限にとどまるよう指導すること。

五 工業整備特別地域の区域の具体的決定に当たっては、その名称にこだわらず実体に即して善処すること。

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的
本案は、特許、実用新案、意匠及び商標の出願件数の増加に對処し、電子計算機を利用して事務処理の合理化を図ろうとするもので、その内容は、次のとおりである。

1 特許、実用新案、意匠及び商標の原簿を磁気テープ等をもつて調製することができるとすること。

2 特許、実用新案、意匠及び商標の原簿のうち磁気テープ等をもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求できることとし、その場合の手数料の最高限を定める。

3 本法は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、特許、実用新案、意匠及び商標の権利の登録に関する事務処理の合理化を図る措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 議案の要旨
日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

本件は、日本放送協会の昭和三十三年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条第三項の規定に基づき、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

昭和三十三年六月二十六日
商工委員長 二階堂 進
衆議院議長船田中殿

日本放送協会昭和三十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

本件は、日本放送協会の昭和三十三年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条第三項の規定に基づき、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1 資産ならびに負債及び資本
財産目録及び貸借対照表によれば、昭和三十三年三月三十一日現在における資産総額は四百九十八億六千八百三十三万三千九百円、負債総額は二百五十一億二千九百九十九万七千六百五十五円であつて、差引き資本として、二百四十七億四千七百七十六万二千四百四十五円が計上されている。これを前年度末と比較すると、資産は百二十七億二千九百九十九万七千七百八十六円、負債は五十四億七千九百六十二万七千九百九十八円、資本は七十

三三五

昭和三十九年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その一) 議案に関する報告書

二億五千二十七万九千七百八十八円をそれぞれ増加している。

2 損益

損益計算書によれば、昭和三十七年度中の事業収入は、五百四億二千四百九十四万四千九百十九円、これに対し、事業支出は四百三十二億二千四百九十八万九千三百五十五円、資本支出充当は五十五億四千三百二十九万七千六百四十八円となつていて、差引き十六億五千三百六十五万七千九百五十六円の剰余となつてゐる。

二 議決の内容

本件については、異議がないと議決すべきものと決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

通信委員長 加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、手形金又は小切手金の支払を求める訴訟の迅速な処理とその判決の執行力の強化等を図り、もつて手形及び小切手の信用を高めるため、手形訴訟および小切手訴訟という特別の手續を設けよう

とするもので、その主なる内容は次の通りである。

- (一) 手形金又は小切手金の支払の請求を目的とする訴訟は、手形又は小切手の支払地の裁判所にも提起することができること。
- (二) 手形金又は小切手金及び年六分の割合の遅延損害金の請求を目的とする訴訟については、原告は、手形訴訟(小切手訴訟を含む、以下同様とする。)による審理裁判を求めることができること。
- (三) 手形訴訟においては、請求の当否についての証拠調を書証に制限し、文書の真否又は手形の呈示に関する事実についてののみ、申立により当事者尋問も認められること。
- (四) 原告は、口頭弁論の終結前、手形訴訟を通常の手続に移行させることができること。
- (五) 手形訴訟において訴を却下した終局判決に対しては、控訴を提起することができること。
- (六) 手形訴訟において本案についてした終局判決に対しては、判決の送達後二週間以内に、その判決をした裁判所に異議の申し立をすることができること。
- (七) 手形訴訟の判決に対し適法な異議の申立があつたときは、手形訴訟の判決の確定は遮断されるものとし、裁判所は、通常の手続により引き続き原告の請求の当否について審理した上、手形訴訟の判決を認可し又は取り消す旨の判決をすること。
- (八) 手形金及び小切手金等の請求に関する原告勝訴の判決については、裁判所は原則として担保を提供させないで職権で仮執行の宣言を付すること。

またその判決に対し控訴の提起又は異議の申立があつた場合において、強制執行の一時停止等を命ずることができるのは、原判決の取消変更の原因となるべき事情につき説明があつたときに限ること。

(九) 債権者が支払命令の申立の際に手形訴訟による審理及び裁判を求める申述をした場合には、裁判所は、支払命令にその旨を附記するものとし、仮執行の宣言前に支払命令に対し異議の申立があつたときは、手形訴訟による審理裁判をすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における手形、小切手に関する訴訟事件の状況にかんがみ、手形金又は小切手金等の支払を求める訴訟の迅速な処理とその判決の執行力の強化等を図り、もつて手形及び小切手の信用を高めようとするものであり、妥

当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお本案に対し、別紙の通りの附帯決議を附することに決した。右報告する。

昭和三十九年六月二十六日

法務委員長 濱野 清吾

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

民事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

この法律案は、中小企業者の利害に重大な影響のあるものであるから、この法律の施行に当たつては、裁判所は、本法の精神を体し、迅速正確に手形上の権利者の権利の実現に努められるより期待する。右決議する。

衆議院會議録第三十八号中正誤

一三三三ページ三段末行から四段一行「修正案が提出され、」の次に「芳賀貢君の趣旨説明の後、」を加えるべきの誤り。

官報

号外

昭和三十九年六月二十六日

第四十六回 衆議院會議録 第四十二号(その二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 二百十五件

内閣提出議案 二百十五件
内 予算 六件 両院可決
条約 十六件

内閣承認 十五件

本院審査未了 一件
予備費支出の件 八件 両院承諾
決算その他 五件

内 委員長報告の通り議決 一件

閉会中審査 四件
法律案 百七十四件

内 成立 百五十六件

本院閉会中審査 一件
参議院通過、本院閉会中審査 一件

本院通過、参議院閉会中審査 六件

参議院に提出、同院閉会中審査 (本院予備審査) 一件

本院審査未了 九件

国会の議決を求めるの件 一件
両院可決

国会の承認を求めるの件 五件
両院承認

議員提出議案 八十四件

内 法律案 六十二件

成立 十二件
本院閉会中審査 十九件
本院審査未了 三十一件

規程案 一件 可決
衆議院予備金支出の件 一件 承諾

議決案 十件

内 可決 三件

否決 二件

未決 四件

撤回 一件
重要動議 十件 可決

参議院提出法律案及び参議院議員提出法律案 十八件

内 参議院提出法律案 二件

成立 一件
本院委員会審査未了 一件

参議院議員提出法律案 (本院予備審査) 十六件

内 参議院閉会中審査 五件

参議院審査未了 十件
撤回 一件

本院において前国会から継続した議案 七件

内閣提出法律案 二件 成立

議員提出法律案 一件 成立
決算その他 四件 委員長報告の通り議決

請願 五千件(一万六千七百七十五通)
内 採択、内閣送付 二千七百六十六件(九千七百七十三通)

委員会議決不要 七十件(百四十通)

委員会審査未了 二千六百六十二件(六千八百五十六通)

取下 二件

質問 二十七件

内 質問 十一件 書面答弁

緊急質問 十六件 口頭答弁

国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 十件 可決

国家公務員の任命について同意を求めるの件 十五件 同意

○議長報告

(法律公布案上及び通知)

一、今二十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
公職選挙法の一部を改正する法律

特許法等の一部を改正する法律
民事訴訟法の一部を改正する法律
(議決通知)

一、今二十六日、本院は国家公安委員会委員に坂西志保君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、今二十六日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会昭和三十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

一、今二十六日、本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、行政機構並びにその運営に関する件

二、恩給及び法制一般に関する件

三、国防衛に関する件

四、公務員の制度及び給与に関する件

五、栄典に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

社会労働委員会

一、厚生関係及び労働関係の基
本施策に関する件

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

商工委員会

一、鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

二、消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、衆法第一号)

三、官公需の中小企業者に対する発注の確保に対する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二五五号)

四、中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二六六号)

五、通商産業の基本施策に関する件

六、経済総合計画に関する件

七、公益事業に関する件

八、鉱工業に関する件

九、商業に関する件

一〇、通商に関する件

一一、中小企業に関する件

一二、特許に関する件

一三、私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一四、鉱業と一般公益との調整等に関する件

一、今二十六日、本院は閉会中次の通り委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

地方行政委員会

一、地方行政連絡会議法案(内閣提出第一六一号)(参議院送付)

二、地方財政法の一部を改正する法律案(川村雄義君外八名提出、衆法第四三三号)

(通知書受領)

一、今二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

河川法施行法
道路法の一部を改正する法律
宅地建物取引業法の一部を改正する法律

昭和三十一年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その二) 議長の報告

重慶精神薄弱児扶養手当法

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

社会保障研究所法

小型船舶運送法及び小型船舶運送組合

法の一部を改正する法律

昭和三十一年四月から五月上旬までの

の長雨等についての天災による被害

農林漁業者等に対する資金の融通に

関する暫定措置法の適用の特例に

関する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

公認会計士特例試験等に関する法律

電源開発促進法の一部を改正する法律

律

中小企業団体の組織に関する法律の

一部を改正する法律

刑法の一部を改正する法律

鉱山保安法の一部を改正する法律

工業整備特別地域整備促進法

肥料価格安定等臨時措置法

漁業災害補償法

林業基本法

土地収用法等の一部を改正する法律

日本電気計器検定所法

總理府設置法等の一部を改正する法律

律

一、今二十六日、重宗参議院議長から

船田議長宛、参議院は閉会中次の通

り委員会が審査及び調査を継続する

ことを議決した旨の通知書を受領し

た。

内閣委員会

一、建設省設置法の一部を改正

する法律案(閣法第二六号)

二、法務省設置法の一部を改正

する法律案(閣法第五九号)

三、防衛庁設置法及び自衛隊法

の一部を改正する法律案(閣
法第一一七号)

四、国家行政組織及び国家公務

員制度等に関する調査

五、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調

査

法務委員会

一、鉄道公安職員の職務に関す

る法律を廃止する法律案(参

第九号)

二、冤罪防止法の一部を改正す

る法律案(参第一八号)

三、前法の一部を改正する法律

案(閣法第一三九号)

四、検察及び裁判の運営等に関

する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、国民金融公庫法の一部を改

正する法律案(閣法第四〇号)

二、税理士法の一部を改正する

法律案(閣法第一五七号)

三、租税及び金融等に関する調

査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関す

る調査

社会労働委員会

一、国有林労働者の雇用の安定

に関する法律案(参第一〇号)

二、原子爆弾被爆者の医療等に

関する法律の一部を改正する

法律案(参第一四号)

一、食料品総合小売市場管理会

法案(閣法第一〇二号)

二、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に

関する調査

運輸委員会

一、都市高速鉄道建設助成特別

措置法案(参第八号)

二、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業

の運営並びに電波に関する調

査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画

に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調

査

決算委員会

一、昭和三十七年度一般会計歳

入歳出決算、昭和三十七年度

特別会計歳入歳出決算、昭和

三十七年度国税収納金整理資

金受払計算書、昭和三十七年

度政府関係機関決算書

二、昭和三十七年度物品増減及

び現在額総計算書

三、昭和三十七年度国有財産増

減及び現在額総計算書

四、昭和三十七年度国有財産無

償貸付状況総計算書

五、国家財政の経理及び国有財

産の管理に関する調査

一、科学技術振興対策樹立に関

する調査

オリンピック準備促進特別委員会

一、オリンピック東京大会準備

促進に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員

会

一、公職選挙法改正に関する調

査

石炭対策特別委員会

一、当面の石炭対策樹立に関す

る調査

(議案通知)

一、今二十六日、次の内閣提出案(参

議院回付)に対する参議院の修正に

同意した旨参議院に通知した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

一、今二十六日、参議院送付の次の内

閣提出案を可決した旨参議院に通知

した。

特許法等の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、今二十六日、参議院において次の

本院提出案を可決した旨の通知書を受

領した。

宅地建物取引業法の一部を改正する

法律案

工業整備特別地域整備促進法案

一、今二十六日、参議院において次の

内閣提出案を可決した旨の通知書を受

領した。

河川法施行法案

社会保障研究所法案

小型船舶運送法及び小型船舶運送組

法の一部を改正する法律案

昭和三十一年四月から五月上旬まで

の長雨等についての天災による被害

農林漁業者等に対する資金の融通に

関する暫定措置法の適用の特例に

関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

公認会計士特例試験等に関する法律

案

電源開発促進法の一部を改正する法

律案

中小企業団体の組織に関する法律の

一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

鉱山保安法の一部を改正する法律案

肥料価格安定等臨時措置法案

漁業災害補償法案

林業基本法案

土地収用法等の一部を改正する法律

案

日本電気計器検定所法案

總理府設置法等の一部を改正する法

律案

(答弁書受領)

一、今二十六日、内閣から次の答弁書

を受領した。

衆議院議員玉置一徳君提出遺族年金

の支給要件緩和に関する質問に對す

る答弁書

衆議院議員玉置一徳君提出河床低下

に伴う農業利水の確保のための施設

に関する質問に對する答弁書

遺族年金の支給要件緩和に関する

質問主意書

一三四八

右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年六月二十六日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長船田中殿
遺族年金の支給要件緩和に関する質問主意書

現行の子供に対する遺族年金の支給要件は、十八歳で失権することになつてゐるが、事実上三十歳程度までは経済的に自立することが困難な現状にかんがみ、支給の条件を三十歳程度まで拡大するのが適当であると考え、これについてどう考えるか。
右質問する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長船田中殿

衆議院議員玉置一徳君提出遺族年金の支給要件緩和に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉置一徳君提出遺族年金の支給要件緩和に関する質問に対する答弁書

戦傷病者遺族等援護法の立法の趣旨及び他の社会保障制度との関連にかんがみ、現行程度の年齢上の制限を緩和することは困難であると考え、
右答弁する。

河床低下に伴う農業利水の確保のための施設に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和三十九年六月二十六日

提出者 玉置 一徳

衆議院議長船田中殿

河床低下に伴う農業利水の確保のための施設に関する質問主意書

答

こゝ二、三年は大雨が少なかったため、上流山間部からの土砂の流出は比較的少なく、一方近年の公共事業の増大と産業界の高度成長に伴い、土木建築の増大する需要に応じるため、川砂の採取は増加の一途をたどつてゐる。従つて、河床はますます低下し、京都府木津川の例をとつてみるも、ここ数年の間に場所により一メートルないし二メートル余の河床低下をきたした。

このため木津川に沿つたたんぼの揚水施設は役に立たないので、それぞれ揚水施設に改善を加えなければならぬ。また、たんぼは水持ちが非常に悪く、従来の利水施設だけでは著しく不足を期す結果となり、井戸水も水位の低下をきたしてゐるというのが現状である。

1 農林省においてはこのような場合揚水施設の設置、揚水施設の改善等に対し、国営、府県営、団体営についてそれぞれ従来の補助率以外に、補助率を思い切つて引き上げるか、または農家自己負担分を原因者負担あるいは管理者負担にするよう配慮願えないか。

2 建設省においては、土砂の採取は公共事業並びに産業の育成に必須の資材なるにかんがみ、これが採取の絶滅は非常な困難事であるから、流域農民に迷惑をかけないようにするため、床止めえん堤を設

置して河床を一定させるようにできないか。

3 農林省並びに建設省において

は、このような場合上流部にえん堤を作り、水取施設を考へる場合、現行の六割国庫補助(府県営)のほか農民負担分をなくするよう農林省において補助率を思い切つて引き上げるかあるいは管理者である建設省において農民負担分を持つようにできないか。
右質問する。

昭和三十九年六月二十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長船田中殿

衆議院議員玉置一徳君提出河床低下に伴う農業利水の確保のための施設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員玉置一徳君提出河床低下に伴う農業利水の確保のための施設に関する質問に対する答弁書

1 河川の砂利採取等により河床が低下し、取水に支障をきたしてゐる取水施設の復旧、更新についてはその原因と被害との間の因果関係が明確である限り、その復旧分については原因者負担により実施すべきものと考へるので、このような場合には原因者と協議の上、原因者負担額を定め、更新分については現行の一般補助の対象といたす所存である。

しかし、現実には原因者が必ずしも確定しがたい場合が多く、一方このような河床低下は、現在県

管規模の地域に特に顕著にみられることから、三十九年度から特定地域について試みに、国の補助率を一般府県営かんにがい排水事業の場合により五パーセント高めて五十五パーセントとするとも補助率についても都府県が一般の場合より高率の負担をするよう指導し、農家負担の軽減を図ることとしてゐるが、今後この方式を制度化することについては目下検討中である。

2 建設省におけるこのような河川の

の対象としては、河川の保全、利用等河川管理の立場から河床が著しく低下し河川の堤防、護岸その他の工作物並びに利水施設等に被害をおよぼすおそれのある河川の区域については、一定の計画のもとに土石の採取を制限し、または禁止してゐる。また、河床の低下の原因については、明確に判断しがたいが、河床低下が著しく河川の工作物等に被害をおよぼすおそれのある河川について、治水、利水上の総合的見地から必要と認められる場合は、河川改修工事として、床止め工事等を行ひ、河床の安定を図る方針である。

木津川についても、前記の方針により現在土石の採取を規制しており、また河床の安定について検討を進めてゐる。

3 農民負担の軽減については、1

のとおりである。
河川管理上の河床低下の対象として、2の方針により処理することとしており、河川管理者として、河川工事に基因する原因者負

担以外に農業取水施設に要する費用の一部を負担することは考へていない。
右答弁する。

衆議院会議録第三十号(その二)中正誤

ハジ段 行 誤 正
六六五 三五億円 五千万円
六六五 五億で、五億円で、
六六五 億円 五千万円

衆議院会議録第三十八号中正誤
ハジ段 行 誤 正
二〇九五 三〇ことを ことは
二二三二 三省省 省略

衆議院会議録第四十号中正誤
ハジ段 行 誤 正
二四七二 ハジジ・ジョン・
二四七二 マックリー・マックリー・
二四七二 元成長政策の成長政策

衆議院会議録第四十一号中正誤
ハジ段 行 誤 正
二九六二 九湯山勇君 湯山勇君

衆議院会議録第四十二号(その二)中正誤
ハジ段 行 誤 正
二〇五七 昭和三十八 昭和三十八
二〇五七 年三月三十 年三月三十
二〇五七 日現在 日現在
二〇五七 三浦耗品 消耗品

昭和三十九年六月二十六日 衆議院會議録第四十二号(その二)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(郵送料とも)
発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六六二
官 報 代 議 院